

平成25年12月2日（月曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4頁
○日程第 2 会期の決定	4頁
○諸般の報告	4頁
○日程第 3 議案第132号から 日程第20 議案第149号まで	4頁
○休会の件	7頁
○散会宣告	7頁

平成25年12月9日（月曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	12頁
○諸般の報告	12頁
○日程第 1 一般質問	12頁
16番 寺田武造議員	12頁
18番 阿部春市議員	16頁
15番 松野武司議員	27頁
14番 稲葉好彦議員	37頁
○散会宣告	47頁

平成25年12月10日（火曜日）第3号

○議事日程	49頁
○本日の会議に付した事件	49頁
○出席議員	49頁
○欠席議員	49頁
○説明のため出席した者	49頁
○職務のため出席した事務局職員	50頁
○開議宣告	52頁
○日程第 1 一般質問	52頁
19番 福士寛美議員	52頁
25番 平山秀直議員	63頁
1番 花田進議員	75頁
5番 山田和宗議員	88頁
○散会宣告	92頁

平成25年12月11日（水曜日）第4号

○議事日程	93頁
○本日の会議に付した事件	93頁
○出席議員	93頁
○欠席議員	93頁
○説明のため出席した者	93頁
○職務のため出席した事務局職員	94頁
○開議宣告	96頁
○日程第 1 議案第132号から議案第149号まで	96頁
○休会の件	97頁
○散会宣告	97頁

平成25年12月17日（火曜日）第5号

○議事日程	99頁
○本日の会議に付した事件	100頁
○出席議員	100頁

○欠席議員	100	頁
○説明のため出席した者	100	頁
○職務のため出席した事務局職員	101	頁
○開議宣告	102	頁
○日程第 1 議案第136号から		
日程第 6 議案第149号まで	102	頁
○日程第 7 議案第147号	108	頁
○日程第 8 議案第139号及び		
日程第 9 議案第140号	109	頁
○日程第10 議案第141号から		
日程第14 議案第145号まで	111	頁
○日程第15 議案第132号から		
日程第18 議案第135号まで	113	頁
○市長挨拶	115	頁
○閉会宣告	116	頁

署名	117	頁
----	-----	---

参考資料

○議決結果表	119	頁
○会期及び日程	121	頁
○一般質問通告表	123	頁
○議案付託区分表	125	頁

平成 2 5 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 1 号）

◎議事日程

平成 2 5 年 1 2 月 2 日（月）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 1 3 2 号 平成 2 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 議案第 1 3 3 号 平成 2 5 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算（第 2 号）
- 第 5 議案第 1 3 4 号 平成 2 5 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 1 3 5 号 平成 2 5 年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 7 議案第 1 3 6 号 五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 1 3 7 号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 9 議案第 1 3 8 号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 3 9 号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条
例の制定について
- 第 1 1 議案第 1 4 0 号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 1 2 議案第 1 4 1 号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制
定について
- 第 1 3 議案第 1 4 2 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 1 4 議案第 1 4 3 号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 第 1 5 議案第 1 4 4 号 五所川原市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の
制定について
- 第 1 6 議案第 1 4 5 号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 4 6 号 権利の放棄について
- 第 1 8 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 第 1 9 議案第 1 4 8 号 つがる西北五広域連合規約の変更について

第20 議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加
及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	三潟	春樹	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	桑田	茂	議員	18番	阿部	春市	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員
21番	木村	清一	議員	22番	川浪	茂浩	議員
23番	磯辺	勇司	議員	24番	工藤	武則	議員
25番	平山	秀直	議員	26番	葛西	収三	議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行
総務部	長	小田桐	宏之
財政部	長	佐藤	明
民生部	長	高橋	勇公
福祉部	長	工藤	勝
経済部	長	島谷	淳
建設部	長	菊池	司

上下水道部長	對馬隆博
會計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭麿
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員長	前田晃
農業委員会会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
次長	片山善一朗

◎開会宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより平成25年五所川原市議会第4回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○三潟春樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○三潟春樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、25番、平山秀直議員、1番、花田進議員、2番、鳴海初男議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○三潟春樹議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から17日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 次に、諸般の報告をいたします。

市長より報告第19号 専決処分についての報告、また監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第132号から

日程第20 議案第149号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第3、議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から日程第20、議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまでの18件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を願います。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成25年五所川原市議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第132号は、平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,534万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ361億3,184万9,000円とするものであります。

議案第133号は、平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,913万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ84億2,415万3,000円とするものであります。

議案第134号は、平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,704万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億4,380万8,000円とするものであります。

議案第135号は、平成25年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)であります。収益的収入の既決予定額に380万8,000円を追加し、その合計額を6億4,631万7,000円とし、収益的支出の既決予定額に313万3,000円を追加し、その合計額を8億2,778万6,000円とし、資本的収入の既決予定額から179万3,000円を減額し、その合計額を5億8,914万5,000円とし、資本的支出の既決予定額から198万円を減額し、その合計額を7億32万7,000円とするものであります。

議案第136号は、五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定についてであります。まちづくりの最も基本的な指針となる五所川原市基本構想の策定等を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件とするため提案するものであります。

議案第137号は、五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることなどに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第138号は、五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。コミュニティセンター三好の建て替えに伴い、所要の事項を改

めるため提案するものであります。

議案第139号は、五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第140号は、五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第141号は、五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられること及び道路法施行令の一部改正により、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第142号は、五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることなどに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第143号は、五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第144号は、五所川原市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第145号は、五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるため提案するものであります。

議案第146号は、権利の放棄についてであります。五所川原市土地開発公社の解散に当たり、市の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第147号は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第148号は、つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。つがる西北五広域連合事務所の移転に伴い、つがる西北五広域連合規約の一部を変更するため提案するものであります。

議案第149号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森

県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3日から8日までの6日間は議案熟考のため休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、6日間は休会することに決しました。

次回は9日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分 散会

平成25年五所川原市議会第4回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成25年12月9日（月）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 16番 寺田 武造 議員
 - 18番 阿部 春市 議員
 - 15番 松野 武司 議員
 - 14番 稲葉 好彦 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 三潟 春樹 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 12番 古川 幸治 議員 |
| 13番 秋元 洋子 議員 | 14番 稲葉 好彦 議員 |
| 15番 松野 武司 議員 | 16番 寺田 武造 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 阿部 春市 議員 |
| 19番 福士 寛美 議員 | 20番 加藤 磐 議員 |
| 21番 木村 清一 議員 | 22番 川浪 茂浩 議員 |
| 23番 磯辺 勇司 議員 | 24番 工藤 武則 議員 |
| 25番 平山 秀直 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市長 平山 誠 敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
環境対策課長	中谷昌志
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐藤文治
次長 片山善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎諸般の報告

○三潟春樹議長 初めに、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第1 一般質問

○三潟春樹議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、16番、寺田武造議員の質問を許可いたします。16番、寺田武造議員。

○16番 寺田武造議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の寺田武造でございます。通告に従い、会派を代表して質問させていただきます。

既に冬の便りが聞こえ、火のぬくもりが手放せない季節となつてまいりましたが、当市にとってこの降っては消えていく雪の降り方や降雪量が財政を左右する大きな問題であり、財政を担当する方々はこの時期戦々恐々としているのではないのでしょうか。ただ、少なければまた少ないで、春以降の農業への影響が懸念され、何とも悩ましいのがこの雪問題であります。

さて、昨年末に第2次安倍内閣が発足し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題として各種施策を推進しているようではありますが、国全体としては緩やかな景気回復基調にあるとはいふものの、我々地方を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、いわゆるアベノミクスの恩恵を実感として享受できていないといった状況であります。

また、当市の基幹産業である農業に関しても、これまで半世紀近く続けてきた減反政

策を見直しするという方針を正式に決定したとの報道もあり、今後の日本がどのような方向に向かっていくのか見当がつかない状態となっております。

平山市長は、平成18年7月に市長に就任して以来、民主党政権時代を経験し、また東日本大震災の混乱を経験したものの、その迅速な情報収集と柔軟な対応によりさまざまな問題を解決しながら、市民福祉の向上に資する各種施策を推進し、この五所川原市を導いてこられました。一例を申し上げるならば、短期間で成果を上げた財政の立て直し、圏域の医療を守るための自治体病院機能再編成も、紆余曲折がありましたが、いよいよ来年度中核となるつがる総合病院の開院を迎えました。

また、観光振興においても立佞武多の全国PRを精力的に推進し、立佞武多の知名度アップに御尽力されました。

さらには、農業の分野において新規就農者への支援や6次産業化の推進、生産物のブランド化を進めるなど、積極的に取り組み、一定の成果を上げてきたのではないかと思います。

しかしながら、もはや見過ごすことのできない人口減少問題、市民の皆様が一番懸念しておられ、なかなか好転を見せない雇用環境、先ほども申し上げましたが、TPP交渉に端を発し、大転換を迎えようとしている農政の問題など、当市が置かれた状況は重大な局面を迎えていると思います。

また、市長は新市誕生後の一体感の醸成に常に心を配ってきたようで、その成果も見えつつありますが、来年はその市町村合併から10年を迎えることになり、当市に3地区一丸となってさらに新たな段階に踏み出していく必要があるものと感じております。

このような状況のもと、市政を安心して任せられるのは、会社経営の経験や県議会議員時代からの政治経験、さらに人脈の豊富な平山市長を置いてほかにはいないものと考えております。

去る11月26日付の新聞紙上で報道されておりましたが、次世代につなぐまちづくりを進めるため汗をかきたいと、市長は既に次期市長選挙への出馬の御意志を固められているようでありますが、これは我々至誠公明会のみならず、多くの市民の声とも合致するものであります。そこで、市政の取り組みを御自身で総括していただき、ぜひこの場でいま一度出馬への決意のほどを示していただきたいと思います。このことを1点お願いいたしまして、私からの質問といたします。

力強いお言葉を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの寺田武造議員の御質問にお答えいたします。

私は、平成18年7月に市長職を拝命して以来、今日まで7年と5カ月、議員各位並びに市民の皆様を支えられながら、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を実現するため全力を傾けてまいりました。また、安定した行財政運営のもとで市民の安全、安心の確保を図ることが最も重要であると考え、そのことを念頭に市政を運営してまいりました。

これまでを振り返りますと、まず一番に思い浮かびますのは、就任直後に直面した市財政の危機的状況からの立て直しでございます。不退転の決意のもと、市民の皆様や議員各位、また市職員と痛みを分かち合いながら、財政健全化に向けた取り組みを継続してきた結果、短期間で赤字を脱するなど、一定の成果を上げることができました。皆様の御協力に心から感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、自主財源が乏しく、除排雪経費や地方交付税の動向などの外的要因に左右されやすい財政構造にはいまだ変わりはなく、今後とも行財政改革に不断の取り組みが必要であると考えております。

また、市政運営に当たっては、最も効果的かつ確実性の高い財源の確保に努めてまいりましたが、私がもう一つ重きを置いた事柄がございます。それは、当市のみならず西北五圏域というより広域的な行政需要にいかにして応えていくべきなのかということにあります。人口減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少など、社会構造が大きく転換し、また住民の生活圏が市町村の枠を超えて大きく広がっていく中で、圏域住民の医療の確保や消防、ごみ処理など、多くの課題に高い効率性を求めていく必要があるものと認識いたしております。

このことから、西北五地域における自治体病院機能再編成につきましては、就任当初から圏域の最重要課題として取り組み、中核となるつがる総合病院がいよいよ来年4月1日に開院というところまでこぎつけました。今後も病院事業管理者と連携して、医療の充実と病院経営の安定に努めてまいります。

また、新消防庁舎が本年6月に運用を開始いたしました。これに伴い防災拠点としての機能が大幅に強化され、圏域における防災力の向上につながるものと期待しているところであります。

さて、基幹産業であります農林水産業分野に関しましては、新規就農者や後継者不足による農業従事者の減少が大きな課題となっていたことから、就農給付金事業や新規就農者支援事業などを展開してまいりました。また、安定した経営の実現と雇用創出のため、当市特産の赤～いりんごやシジミカイなどに着目し、2次産業、3次産業と一体と

なった6次産業化の促進や、さらには消費者の購買意欲を刺激する施策として、農林水産物及びその加工品のブランド化を推進するなど、生産者の収入の安定を図ってまいりました。ここに来て国の農業政策が大転換期を迎えることから、その対策としていかにして農家を元気にしていくのかをさらなる課題として取り組んでいく必要があるものと考えております。

観光分野では、立佞武多を東京ドームや天皇陛下御即位20年をお祝いする国民祭典に出陣させるなど、議員の皆様とともにPR活動を積極的に展開してまいった結果、当市のみならず県内を代表する祭りにまで成長させることができました。現在では、首都圏にとどまらず名古屋などの中京圏、さらには韓国においてもPR活動を展開しており、立佞武多とともに当市の知名度が確実に向上し、経済効果も大きくなっているものと自負しているところであります。今後とも立佞武多と並ぶ当市の大きな観光資源であります太宰治や市浦地域の遺跡の活用などを含め、さらに効果的な誘客、PR活動に努め、地域振興を図ってまいりたいと存じます。

そのほかにも、この地域が未来の子供たちにとって誇りを持って安心して暮らせるふるさととなるよう、雇用対策や健康増進、子育て支援、教育、文化、協働のまちづくりなど、多方面の分野においてさまざまな施策を展開してまいりました。

寺田武造議員からは、私の次期市長選挙出馬への決意を示せというお言葉をいただきましたが、私がこれまで強力に推し進めてまいりました行財政改革への取り組みから、主に財政面の厳しさばかりが強調されてまいりましたが、就任当初から2期目の終盤を迎える今でも私が思い描く将来像は、財政の健全化を堅持しつつも、市民一人一人がふるさとに夢と誇りを持ち続け、未来への発展につながる地域社会を実現したいということ、またそのような社会を実現するためには、単に行政が主導するのではなく、市民の力を存分に発揮していただきたいということに変わりはありません。

今後の五所川原市に思いをはせると、いまだ道半ばという思いとともに、今後ますます複雑多様化する行政需要に柔軟に答えていく必要性から、県議時代を含めたこれまでの私の政治経験を生かしてまいりたいという思いが重なっております。したがって、私自身幸いにして体も健康で、いまだ気力も衰えておりませんので、次の世代に誇れる五所川原市のまちづくりを進めるため、今後とも皆様とともに汗をかいてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、まだまだ目の前に課題が山積しておりますので、その解決のため、まずは残された任期を全うしてまいりたいと存じますので、議員各位におかれましては市政運営により一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 以上をもって寺田武造議員の質問を終了いたします。

次に、18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

おはようございます。平成25年第4回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

最初に、さきの10月10日、青森市において、県主催の地方分権シンポジウムが開催され、慶應大学教授で元総務大臣の片山善博先生が「分権型社会を実現するには」とのテーマで講演されました。先生いわく、「分権改革を振り返ると、全体的には少しずつ進んできたが、思わしくない。その原因は、地方分権に対する民意が低いからである。今後は住民から分権改革の声を上げてほしいし、地方議会の役割としてチェック体制の強化が重要である。地方分権の受け皿として地方議会がしっかりと役割を果たさないと進まない」と言っておられました。地方議員の一人として、五所川原市議会、このままでよいのか、そんな思いで帰路についた次第であります。また、この会場には、磯辺議員も出席したと聞き及んでいます。御紹介したのはほんの一部であります。以上申し上げ、質問に移りたいと思います。

質問の第1点目は、県立五所川原工業高等学校に建築科の設置についてであります。市内にある建築会社の複数の社長さんから、大工職人が不足して苦勞していると聞かされました。東日本大震災で賃金の高い仙台地方に出稼ぎに行っている職人が多いことに加えて、ここにも高齢化の波が押し寄せ、慢性的に若い職人が不足しているとのことであります。7年後には東京オリンピック開催が控えております。このことから、今後はさらに需要が見込まれるものと思います。また、地元就労に技術を持った人が必要と思うのであります。そのためには、若い技術者の養成が急務です。過去には、現在のつがる市に木造技術専門学校がありましたが、廃校になりました。当市には夜間に学ぶ職業訓練センターがありますが、年々減少傾向にあると伺っております。こうした中で、建築技術を学び、資格を取得するために、市内の中学校を卒業して距離的に一番近い学校として弘前工業高校の建築科を希望するのが一般的なようであります。こうした状況の中で、この西北五地方に建築科の学校があってもよいのではないかと思う次第であります。

先月の11月29日には、県教育委員会が来年の中学校卒業予定者の進路志望1次調査結果を発表しました。県内の公立学校では、旧3市に加え十和田市にも建築科があり、いずれも志望倍率は平均より高い状況になっています。また、私立高校にも建築科が設置

されているところもあると伺っていますが、我々の地方にはございません。

そこで、五所川原工業高校は、現在4科制をとっています。学科の再編を含めた検討をし、建築科の設置を県に強く働きかけてほしいと考えるものであります。もちろん実現のために西北五出身の県議にもお願いすべきと思います。技術者を養成することによって、若い人の定住者が少しでも増えることで、まちの活性化に結びつけばと思う次第であります。この件については、市長より答弁を求めます。

質問の第2点目は、ごみの問題についてであります。現在の経済社会活動の高度化に伴い、廃棄物の発生量は増大しています。最終処分場を新たにつくることが困難になっているため、廃棄物の行き場がなくなる可能性もありましょう。大量生産、大量消費、大量廃棄といった私たちのライフスタイルの見直し、物資の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源を抑え、環境への負荷が少ない循環型社会を形成することが急務だと思うのであります。

そこで、当市のごみ処理量の推移を見てみると、全体的には平成20年度からほぼ横ばい状況になっています。また、1人1日当たりの排出量も、リサイクル率も、同じく横ばいであります。つまりは人口が減っているのに、ごみの排出量は変わっていない現状であります。不燃ごみでは、平成24年度、つまり昨年度は、事業系を主体に大幅に減少していきまして、明るい材料となっています。総体的には代わり映えのないごみ処理の推移だと思えます。

このごみ問題は、我々議員仲間では避けて通れない守りの行政と言われております。

そこで質問しますが、当市には3カ所に最終処分場がありますが、寿命についてどうか。容積調査をしたかと思えますので、その報告を求めたいと思えます。

次に、最終処分場を延命するには廃プラ対策が必要と大分前から話題になっていました。これへの対応が急を要すると思えますが、どのように検討されていますでしょうか、質問させていただきます。

質問の第3点目は、災害対策についてであります。水害常襲地帯である通称猫淵地区は、これまで幾多の苦い経験を繰り返してきました。この地区は、板柳町や鶴田町方面から流れ込む水量を処理できないことから水害に見舞われてきたのであります。私は、この件に対して議会特別委員会を取り上げ、改修を求めてきた経過にあります。そのときの説明では、相原機場の頭首工の自動化を含む機能強化を図ることになっていると言われてきました。その工事は、平成19年度から始まり、今年度が改修工事の最終年度のようにあります。

ところが、今年9月の台風18号の大雨で、相原、猫淵地区は内水の水かさが高まり、

道路冠水などが発生して、排水ポンプ3台、消防車両14台で排水作業をしたと被害状況の報告を受けました。私は、報告を受ける前に現地を見て、これは大変になるのではないかと思ったのですが、懸命の排水作業で大きな被害に至らなかったのは不幸中の幸いであったと思います。

問題は、相原機場の改修工事がほぼ終了したのにもかかわらず、またこのような水害が発生したことであります。地区住民に安心、安全を与えるために、一日も早い抜本的対応が必要と思いますが、どのように考えておられるのか質問します。

質問の第4点目は、市町村合併10周年記念についてであります。早いもので、合併して来年で10年を迎えます。平成の大合併で、全国各地でいろんなイベントを準備しているようですが、当市ではどのようにするかであります。以前の答弁では、走れメロスマラソン大会を記念事業として実施すると言われました。また、今年度中にまとめることにしているとも言われました。それはよいにしても、予算措置を伴うものは早目の対応が必要ではないかと思うのであります。そういう意味を含めて、検討状況はどのようになっているのか質問したいと思います。

以上で1回目の質問とします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの阿部春市議員の御質問にお答えいたします。

我が国では、長年にわたる建設投資の減少や競争激化の中で、技能労働者の就労環境や、特に賃金水準が悪化してきたことや、就業者の高齢化、若年入職者の減少などの構造的な問題により、人材不足が顕在化するとともに、復興需要などの建設投資の増加によって、さらに人材不足が深刻化しております。

そのため、国土交通省と厚生労働省では、当面の建設人材不足対策として、人材確保、人材育成、人材移動の円滑化の対策を両省連携して実施しているところではありますが、一定の能力を備えた技能労働者を育成するためには、おおむね10年程度の時間を要すると言われており、今後本格化する震災復興や7年後の東京オリンピック開催に向けて高まる建設需要に対応するためには、当市のような地方においても建設人材の育成が重要な施策となり得るものと認識しております。

しかし、その反面、若年者が就業環境や処遇などの面で、建設産業を敬遠する傾向が強く、また少子化の影響で学科の統廃合が進む中では、公立高等学校に学科を新設することは非常に困難であると考えられます。

議員の御提案は、今後ますます必要とされる建設人材の育成という面でも、市建設産

業の活性化という面でも効果的ではありますが、残念ながら一朝一夕にはまいりません。そのため、本市としては、まず若年者に建設産業の魅力や役割について理解してもらうために、職業訓練法人五所川原職業訓練協会を初め、国、県など関係機関と連携、協力し、建設産業の情報を発信するとともに、五所川原工業高等学校を初め、市内中学校、生徒、保護者等の意見を聴取し、地域の潜在的なニーズを把握しながら、今後の展開を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からはごみの最終処分場への対応に関連する御質問にお答えいたします。

当市の一般廃棄物最終処分場、あと何年くらい使用できるのかということと、廃プラスチックのリサイクルについての御質問でございました。当市の一般廃棄物最終処分場の残余容量については、現在正確な残余容量を把握するため、コンサルタント会社に調査を依頼しているところであります。

野里一般廃棄物最終処分場及び金木一般廃棄物最終処分場は、平成9年度から供用開始し、平成23年度に終了する計画でしたが、ごみの減量化とリサイクルの推進により、平成32年度まで延長する計画に変更しております。また、市浦一般廃棄物最終処分場は、平成18年度から供用開始し、平成32年度に終了する計画となっておりますが、埋め立て状況を見ますと相当進んでいることから、早急に対応を図ってまいりたいと考えております。

当市の一般廃棄物ごみ処理基本計画は、家庭ごみについて、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源リサイクル、紙リサイクル、不燃系粗大ごみの5品目10分別により収集しています。現在のごみの排出量と埋め立て容量から推察しますと、1人当たりのごみの減量化とリサイクル率が伸びていない状況であり、3施設とも平成23年度に見直しをした計画より早く終了することが予想されます。

また、阿部議員から3月定例会で御質問がございました小型家電等リサイクルの取り組みについては、今年4月から実施し、月平均5トンの収集で推移しており、ごみの減量化に効果が出ているところであります。

今後の対応としましては、さらなるごみの減量化を図る必要があり、1人当たりのごみの減量化とリサイクル率の向上を目指し、新たな資源ごみの分別収集を検討してまいるところでございます。具体的には、ただいま議員からも御指摘がございましたプラスチック製容器包装リサイクルの分別収集を検討しております。まずはモデル地区で試行

し、分別収集の問題点など精査し、有効的な分別収集を検討してまいります。

それから、最終処分場の残余容量の測量委託をしているということについての御質問で、これについてはただいま御答弁申し上げましたように、現在コンサルタントにその残余容量について調査依頼をしているところであります。当初12月には成果品を上げる予定でございましたが、工期の関係もあって1月にずれ込んだ次第でありますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。その結果が出ますと、正確な数字が出ますと、それに基づいて、廃プラスチックをリサイクルした場合、あと何年まで最終処分場を使用できるのか試算してまいる所存でございます。

また、今回は事業系一般廃棄物についても適正処理を徹底し、ごみの排出者に対して事業系不燃ごみ減量化と資源化の取り組みに御理解と御協力をお願いし、あわせて事業系ごみの減量化にも努めてまいる所存でありますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

以上でございます。

○三淵春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 災害対策についてお答えいたします。

猫淵地区につきましては、大雨時にたびたび水田の冠水等の被害が発生している地区であります。この水害等を防ぐ対策として、議員おっしゃったとおり、平成19年度から実施した県営十川広域基幹河川改修事業により、相原第2排水機場等の改修工事を行い、その排水機能の向上を図ってきたところであります。

しかしながら、さきの台風18号による豪雨災害時には、水田の冠水等、甚大な被害が発生いたしました。この水害の大きな原因となっているのは、大雨による増水に対し対処し切れない排水ポンプの能力に加えて、受け皿である十川の機能にも原因があるのではないかと考えているところであります。

議員御指摘のとおり、地区住民並びに農家の方々の安心、安全を考慮するに、早期の抜本的な災害防止対策の実施が必要であると考えております。

以上です。

○三淵春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 市町村合併10周年記念イベントについてお答えいたします。

当市は、平成17年3月の合併から10年を迎えようとしておりますが、この節目を記念し、将来にわたって当市が飛躍していくための機運を高め、一体感の醸成を図るため、合併10周年記念事業を実施することとしております。

その主なものとして、市民憲章及び市の花鳥木等の制定、合併10周年記念式典、太宰

治生誕100年を記念して実施した走れメロスマラソンを復活させ実施するほか、五所川原の地名由来辞典の発行を予定しているところであります。

市民憲章及び花鳥木等の制定は、新市発足後の合併協定において、新市発足後定めるものとするとしていることから、合併から10年の節目となる平成27年3月28日に合わせ、それぞれを制定し、記念式典での公表を予定しているところであります。

走れメロスマラソンは、没後もなお多くのファンに愛される作家太宰治の代表作品「走れメロス」にちなみ実施するものであり、マラソン競技を通じて五所川原市の歴史と文化に親しみ、地域住民の健康とスポーツ振興に寄与することを目的として、現在実行委員会が組織され、来年6月8日の開催に向け準備が進められております。

このほか、今後実施可能な事業についても、合併10周年の記念事業にふさわしいものとなるよう、検討を重ねてまいっております。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ御答弁をいただきました。

まず、第1点目の五所川原工業高校に建築科の設置のことですけれども、今市長から答弁いただきました。まさに学科の設置というのはそう簡単ではない、時間のかかる内容だというふうには理解しています。ただ、先ほど需要と供給の話、市長から答弁ありましたけれども、私は需要の部分については結構あるんじゃないかと思うんです。特にこの西北五管内をエリアとした場合、確かに人口減少というのはこれから進むでありますけれども、需要に対しては十分あるのではないかと、こういう観点から、できれば早く実現をしてほしいなど。

県に要望するということになる、県に対する重点要望というふうなことになるわけですけれども、これをもってひとつ県に要望するというのも一つの手ではないかと、こう思いますけれども、その辺はどう考えますか。これ1点。

それから、ごみの関係について、民生部長、最終処分場のいわゆる容積調査が12月中に出るということを以前に、5月段階で確認していたものですから、今回これを取り上げたわけですけれども、作業がおくれて来月でなければわからないというふうな答弁がありましたけれども、特に市浦の部分が私は大変なんでないかと、こう思うんです。満杯近い状況ではないかと思うんですよ。最終処分場をこれからどうするのかと、このところを私は一番気にしてあった部分ですけれども、なかなか結果が出てきていないようですから、これ以上、きょうの段階では議論が進まないわけでありましてけれども。

そこで、廃プラの関係で今答弁ありました。市浦地区を試験的に実施するという答弁でありましたけれども、市浦地区を廃プラ対策で分別すると費用がどのぐらいかかるの

か、まずこれ1点です。

それから、恐らく1年試験分別をして、その次は市内全域に廃プラ分別をするものと思いますけれども、市全体でその分別をすれば費用がどのぐらいかかるのか、そのところの、これはこれからの部分でありますけれども、説明を求めたいと思います。

それから、廃プラ分別した場合の処分方法、処分をどうするのか、このところですか。ここをどう考えているのか質問します。

それから、もう一点質問は用意してきたんですけれども、さっきわからないということですので、廃プラの分別によって最終処分場がどのぐらい延命効果あるのか、そこを聞いたかったんですが、調査が出ないようですから、ここは質問してもだめだと思えますけれども、そこら辺答弁できたらお願いしたいと思います。

以上、4点質問します。

それから、3点目の水害常襲地帯についてでありますけれども、この地区は十川の増水によって相原側に逆流すると言います。その対応をしないと排水が追いつかないと、こういうふうに言われているんです。先ほども言いましたけれども、台風18号の影響で9月の水害、これはやっぱり十川側から逆流したんですね。水管が3カ所あって、十川側の水管にふたをして初めて排水が機能したと、こういうふうに消防のほうから聞いております。十川側から逆流するようなことがあっては、幾ら排水しても追いつかない状況がここではないかと思うんです。このことを、これは実施主体が市ではありませんから、県や土地改良区が知っているのかということ、それが繰り返し型の水害常襲地帯になっているのではないかと、私はこう思うんです。常襲地帯を改修するには、このことがポイントの一つではないかと、こう思うんですが、どのように考えているのか質問します。

それから、4点目、合併10周年記念事業についてでありますけれども、走れメロスマラソン、これ記念事業として実施するというふうなことでありますけれども、大変よいことであると思うし、できれば通年開催して、当市のスポーツイベントに持っていくべきではないかと、こう考えますけれども、どのように考えておりますでしょうか。

それと、もう一つは、以前にもこれ開催していますから、予算どのくらいかかったのか、その辺の報告を求めたいと思います。

以上、再質問とします。

○三淵春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 五所川原工業高校の学科の新設についてお答えいたします。

県立高校の教育改革について、県の教育委員会では社会の変化や生徒の進路意思の多

様化、そして中学校卒業予定者数の減少によって、より適切に対応して教育活動の充実を図るために、高等学校教育の改革に取り組んでいるところであります。現在第3次の実施計画ということで、平成29年度までということで伺っております。

学科の新設ということになりますと、先ほど市長が御答弁申し上げたとおり、なかなか一朝一夕にはいかない問題ではあるわけですが、その学科の新設を要望ということになった場合には、やはり市の教育方針とか地域のニーズに合致したそれなりの理由というのが求められてくるものと思います。先ほどの答弁にもありましたとおり、それを踏まえて、まずは五所川原工業高等学校を初めとして、市内の中学校や保護者の方々の意見を聴取して、やはりこの地域の潜在的なニーズというものもきちんと調査した上で、阿部議員から御提言のあった市の重点要望というのも踏まえながら、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三淵春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、廃棄物行政について御答弁申し上げます。

市浦地区一般廃棄物最終処分場、予定よりもごみの量が入っているということについて御心配をいただいて、本当に恐縮しております。平成18年に供用を開始して以来、一般家庭から排出されるごみは多くないのに容量が狭まっているというのは、我々もいろいろ分析しておりまして、一つに考えられるのは、平成18年から供用を開始した時点で海岸の漂着ごみが大量に入っているのではないかとということと、それからあの施設そのもの、おく屋の、建物の中の施設で、どうしても入り口が狭くて、大型の重量のある重機が入らないものですから、転圧の部分で少し足りないのではないかとということも今考えております。そういうことから、その対策としては、まず漂着ごみも徹底してリサイクルできるものはリサイクルする。例えば木の根っこなども入っていたと思うんですね。それは、燃えるごみは西部クリーンセンターで焼却するとか、そういうことでごみの減量化を図ってまいる。それと、転圧の部分も、これは徹底して何回も往復しながら転圧をするような、そういう今指導體制にも入っております。それと、今申しましたプラスチックをリサイクルした場合、相当減量化が図られるということで、当初目標の平成32年までには何とか持っていきたいというふうに思っておりますので、どうかそのところも御理解を願いたいと思います。

それから、市浦地区をモデル地区として廃プラスチックをリサイクルした場合、その費用ということでございますけれども、このことについてはまだ内部で検討している段階であります。仮に事業採択になったとした場合、まず地域住民に対する説明会を開催して、住民の理解、同意を得た上で実施してまいることとなります。事業費については、

収集、分別、梱包、圧縮、保管という作業が必要になってまいりますので、それにかかわる経費として、見積額では1,000万円ぐらいは予算として必要になってくるのではというふうに考えてございました。

それから、これを市全体まで普及した場合ということでございますけれども、事業の運営方法によって予算が大分変わってくると。方法としては、全面外部委託というのと、これらの作業を進めるためにおく屋を建てる必要がありますので、公設民営の2つが考えられる。いずれの方法がコストの面で有効なのか、これはきわめていかなければならないというふうに思っておりました。そういうことで、事業費についてはまだ試算中ということでございますけれども、今ここであえて申し上げれば、5,000万円という数字も出ております。ただ、今言いましたように、方法によってはまだこれが前後してくるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、廃プラスチックの分別方法であります。これは、今言いました収集、分別、圧縮、梱包、保管の後に、製品のよい廃プラスチックについては容器包装リサイクル法に基づいて引き取りをしていただくという方法があります。これは、そこで引き取った場合は、順次再商品化していくということになります。それから、汚れが目立つなどのランクが下がる廃プラスチックについては、これは助燃剤として引き取る場所があります。それから、もう分別してどうにもこうにもならない廃プラもあるわけです。それについては、やっぱり最終処分場に埋め立てをしていくことになるんだというふうに思っておりました。

以上だと思っておりましたけれども、よろしく申し上げます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 水害対策についてお答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、排水ポンプ、それから受け皿といったこの原因を踏まえまして、国営浅瀬石川二期かんがい排水事業の地区調査が平成27年度から予定されていることから、十川増水時の逆流の防止の対策、つまりこの受け皿である十川の抜本的な改修や老朽化した相原の第1排水機場の機能アップ等について、その早期実現に向けて、市の関係課や浅瀬石川土地改良区と連携しながら国、県に対して要望を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それから、もう一つ、答弁漏れておりました。廃プラスチックをリサイクルした場合、おおよそ延命化率、最終処分場の延命化率、おおよそでいいのでどのぐらいかという質問もございました。これをリサイクルした場合は、先ほど答弁でお

話ししておりますけれども、一般家庭から排出される廃プラスチックのおよそ6割から7割が廃プラとして発生しているというふうに言われております。これを仮に半分まで容量を減量化することができたとしますと、最終処分場の残余容量の2倍の延命化が期待できるということになりますので、よろしく願いをいたします。

○三潟春樹議長 教育部長。

○岩崎明彦教育部長 走れメロスマラソン大会の今後の開催方針と費用についてお答えいたします。

このマラソン大会は、太宰治生誕100年を記念して、平成20年度と21年度の2回にわたって開催した大会を合併10周年記念イベントとして復活させ、開催するものでございます。既に本年6月24日に五所川原市体育協会の富田会長を委員長として実行委員会を組織して準備を進めているところでございます。開催日は、先ほど総務部長の御答弁にもありましたとおり、太宰治生誕祭に合わせた6月8日日曜日に開催いたします。コースは、今年度立佞武多広場が整備されたこともありまして、前回までのつがる克雪ドームから立佞武多の館前へスタート地点を変更して、ハーフマラソンをメインに10キロ、5キロ、3キロの各コースに加え、今回新たにどなたでも気軽に参加できるように、市街地を1周できる1キロのフリーコースも準備してございます。また、大会の参加者は、ハーフマラソンで850名、各コースを含め約1,800名を見込んでおります。

御質問の大会費用であります。警備のための費用、また供給飲料水の購入や参加賞、入賞者への表彰などを含め、1大会での費用としては約2,300万円ほどを見込んでおります。これらの費用は、参加者からの参加料のほか、協賛企業からの広告料と市補助金で賄うこととしております。

このたび合併10周年記念として復活させるものではありませんが、市民の健康増進やスポーツ振興に寄与することはもちろんのこと、このマラソン大会を通じて、県内外からの参加者の方々には、本市の歴史や文化に親しんでいただくなど、観光面での効果も上げられることと考えておりますので、次年度以降も継続して市民が誇れるイベントとなるよう、協力しながら育てていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 最後の再々質問でございます。

五所川原工業高校の建築科の設置については、これまでも2人の議員がこのことで質問しています。ぜひ実現されるように希望したいと思います。

それから、ごみの関係について、さらに2点質問させていただきたいと思うんです。

まず、私が予算規模を聞くというのは、やっぱりこれ新年度予算に反映したほうがよいのじゃないかと、こう思うから費用がどのぐらいかかるのかということで質問しているんですよ。今民生部長からるる説明ありました。そうなりますと、全体的にごみ処理基本計画を見直すことも必要ではないかと、こう思うんですけれども、これいつごろを目途に見直しするという見込みなのか、そこら辺、第1点目。

それから、第2点目は、市長のさっき広域の重要性という答弁ありました。やっぱりこのごみ問題を考えるとき、これもやっぱり広域で考えなければなりません。もちろんごみ処理組合ありますけれども。この廃プラ対策というのも広域で考えなければならぬんじゃないかと、こう思うんです。そうすると、課題は処分場なんです。各市町村がそれぞれに業者に依頼して処分しているのが実態ではないかと思えます。処理組合でやるとするならば、熔融炉の取りかえが必要だというのは以前からこれ言われていることなんです。負担割合を広域でどうするか、あるいは地元処分場の理解を求める、こういう作業が必要になってくるんですけれども、まず処理組合に参加している各市町村の廃プラに対する対策、ここを持っていかなければならぬんじゃないかと。このことをどのように考えていますでしょうか。

このことを2点質問して再々質問とします。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 廃棄物行政の再々質問にお答えをいたします。

まず、ごみの処理基本計画の見直しについての御質問でございます。現在一般廃棄物ごみ処理基本計画は、平成23年から32年までの10年間の長期的、総合的視点に立ったごみ処理を図るための基本事項を定めたものであります。ごみを取り巻く環境の変化に対応するため、平成27年度を中間目標年次として、先ほど議員も指摘しておりました、計画達成状況を見据えた見直しを行うということになっておりますので、今回の調査結果に基づく最終処分場の残余容量の結果によっては、もう早急に、27年でなく、もう一年早めて、26年度中にも具体的な基本計画を作成していきたいと、見直ししていきたいというふうにも思っております。

それから、廃プラスチックに対する取り組みも広域で考える必要があるんじゃないかということの中に、熔融炉の建設という、そういう廃プラスチックを燃やせるような、そういう熔融炉の建設も考えるべきではないかということでございます。現在西北五環境整備事務組合を構成している当市を除く3市町は、いずれも既に廃プラスチックの処理に相当設備投資をしている状況でありますので、この件だけの広域化というのはなかなか難しいんであろうというふうに思っておりますが、将来を見据えた形として、せつ

かく西北五環境整備事務組合の中に構成担当課長会議というのがございますので、議題として協議にのせてまいりたいというふうに思います。

それから、焼却施設の溶融炉、これは施設の更新時期になると思うんですけども、この溶融炉そのものはもう既に全国自治体で実績のある焼却施設であります。施設には、ストーカ方式、流動床、それからガス化溶融、直接溶融と、この4種類が主流であるというふうに考えております。議員御指摘の直接溶融炉の焼却施設は、全国自治体に運用されておりまして、実績が証明されておりまして、この件についても構成担当課長会議で、この地域の特性に見合ったごみの処理計画、そして将来の焼却施設の選定も含めて、検討課題として上げてまいりたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○三潟春樹議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

次に、15番、松野武司議員の質問を許可いたします。15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 一登壇一

皆さん、おはようございます。至誠公明会の松野武司です。平成25年第4回定例会での通告の一般質問をいたします。

通告の電子自治体についてですが、現在はIT利活用を取り巻く環境は進化し続けています。昭和55年ごろにパソコンが一般化するようになりましたが、そのころまでは個人が手軽に扱えるものではありませんでした。現在は、個人が情報システムを所有することを実現させ、企業で1人1台のパソコン利用が進む状況下になっております。

平成7年にインターネットが民間でも利用できるようになると、パソコンは情報通信ネットワークを通じて相互に結びつき、ホームページや電子メールを利用した手軽な情報交流を可能にしました。この時期にITを利用するための情報通信基盤が構築されてきました。その後もインターネットは拡大を続け、莫大な情報を迅速に伝達するための情報通信回線のブロードバンド化が進められてきました。そして、今はクラウドコンピューティングの時代と進化をしてきていると思われまます。

これまでの電子自治体の流れを見ますと、平成12年11月に制定された高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、いわゆるIT基本法です。IT基本法は、その後e-Japanの戦略が作成され、IT新改革戦略と見直されてきました。平成18年に電子政府推進計画が作成され、平成22年5月には新たな情報通信技術戦略が作成されております。また、ユビキタス、ネット社会の実現を目指したとしたu-Japanの構想や電子自治体の基盤整備や行政手続オンライン化を掲げた電子自治体推進指針などの戦略を補強

する方針等も作成されています。また、次世代ブロードバンド戦略やデジタルディバイド解消戦略が作成され、国におけるクラウドコンピューティングの利活用が進められています。

電子自治体については、3つの目的があると言われていています。その第1が住民サービスの向上です。24時間、365日、いつでもどこでもインターネットを通じて行政サービスを受けることが可能となります。なかなか平日には役所の窓口へ行くことが難しいサラリーマン、身体障害者、交通の便の悪い地域の住民などにとっては大きなメリットが期待できます。

第2が行政の効率化です。今まで紙で扱ってきた情報を単に電子化するだけでなく、電子化をきっかけに従来の業務のあり方を見直し、行政の簡素化、効率化や透明性の向上など地方公共団体の業務改革を推進することが図られております。

第3が地域IT産業の振興です。アウトソーシングの推進等により情報関連産業を初めとした新たな産業の需要を地元で創出し、地域経済を活性化する効果が期待できます。

本格的な地方分権時代を迎え、行政の効率化と住民サービスの向上、そして地方自治体そのものの品格に向けて戦略的な視点が求められています。今までは、IT、情報技術、今後はICT、情報通信技術への変化をしております。その利用によって地方自治体のトップが機敏に情報を収集し、発信することが可能となり、一方では各現場においても判断に必要な情報を共有することが可能となっています。地方自治体における行政運営がトップダウン型となるのか、現場への権限委任が進むか、いずれにしても電子自治体は地方自治体の業務、組織改革そのものと密接にかかわることだと私は思います。

青森県では、県内40市町村及び県の構成する青森県電子自治体推進協議会や青森県IT戦略推進委員会などを立ち上げて、その後平成23年にクラウドあおもり戦略を打ち出して各市町村に説明会などを開催し、希望する市町村で構成するSaaS先行実施検討グループを設置し、自治体クラウドの導入を具体的に検討しているところですが、現在は2市5町村が参加され、SaaS活用に関する具体的な費用対効果の検討をしています。当市は参加されていませんが、当市の自治体クラウド化への見据え方や今後の方針などがありましたら答弁をお願いいたします。

次に、マイナンバー法が5月24日、参議院で可決、成立しました。平成28年1月から運用を開始されますが、マイナンバー制度とは国民1人に12桁の番号を割り当てて、氏名や住所、生年月日、所得、税金、年金などの個人情報とその番号で一元管理する共通番号の制度のことです。希望者には、番号と顔写真などを記載された個人番号カードが交付されますが、制度導入には多額の初期投資が必要なことと、導入コストについても

構築費など初期費用2,700億円に加え、運用開始後の維持費などにも年300億円程度必要となる見通しと新聞等が報じております。

一方では、納税や年金、医療などに関する手続が簡素化され、行政サービスの向上が期待でき、例えば児童手当の申請についても新聞報道では、現在は所得証明や健康保険証のコピーをそろえて市町村の担当部署に申し込むが、制度導入後には窓口で個人番号カードを提示するだけでよくなる。役所が所得など必要な情報を個人番号で簡単に照会できるためだと伝えております。

平成14年8月に住民基本台帳の稼働が開始され、15年には住基カードが発行され運用されていますが、住基カードにも氏名や住所、生年月日等が記載されていますが、今後のマイナンバー制度と住基カードの取り扱いについて説明を求めます。また、現在当市の住基カードの交付状況と活用状況について答弁をお願いいたします。

次に、書類等の電子化についてですが、国は行政文書を初めとするあらゆる公文書を電子情報化とすることにより、インターネットなど情報通信ネットワークを駆使することでユビキタスネットワーク、すなわち誰でもどこからでも公文書にアクセスできること、具体的にはわざわざ保管されているところに行かなくても遠隔から情報検索、情報アクセスができ、必要な情報を提供、開示できる仕組み、e-Japan戦略を国が平成13年に立ち上げて進めてきました。当然e-Japanを実現するためには、単に文書、情報を電子化するだけじゃなく、それらの情報をデジタルアーカイブするなどして公文書を管理、保存し、いつでもそれをアーカイブした情報に遠隔アクセスできることが不可欠となっています。当市においても情報を提供、開示できる仕組み、公文書等を管理、保存し、災害時に流失することのない保存のあり方を進めていくべきだと考えていますが、現在までの電子化の状況などどうなのか、また今後の取り組み状況がどうなのか答弁を求めます。

以上、電子自治体についての3点の質問についてよろしくをお願いいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの松野武司議員にお答えいたします。

国におきましては、平成22年度に自治体クラウド推進本部を設置し、自治体クラウドの全国展開に向けた具体的な検討を始めるなど、複数の自治体による基幹システムの共同利用、システムの効率化を積極的に推進しております。また、県におきましても平成24年度には情報システム経費のコスト削減を目指し、県内の市町村の基幹システムの共同化と集約化をするため、システムの共同化を希望する市町村で構成する検討グループ

を設置いたしました。

クラウドの利点として、複数の利用者が個別のサービスを利用するよりも、同一のサービスを複数の利用者で利用することによりコストを削減できるという点、サービスを提供するデータセンターにおいては停電対策や地震対策等を行っているため、災害に強いという点などが言われております。本市といたしましても、時代の流れや費用対効果を考慮し、自治体クラウドを含め、よりよいシステムの構築を目指してまいります。

詳しくは、総務部長のほうから説明させます。

○三淵春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 本市の自治体クラウドへの対応状況について御説明申し上げます。

ただいま市長が答弁申し上げましたとおり、県において情報システム経費のコスト削減を目指し、平成24年度に自治体クラウドの検討グループを設置しております。検討グループでは、平成27年10月からのシステム稼働を予定して準備を進めているところでありますが、本市といたしましては現在のシステムを平成27年10月まで大規模な改修なしに運用することは不可能でありまして、検討グループ設置以前の平成23年度より住民基本台帳法改正にかかわる外国人住民対応及び社会保障・税番号制度対応を見据え、システムの改修を進めておりました。そのため、市単独でシステム改修を行った場合と自治体クラウドへ参加した場合とを比較したところ、現在のシステムの改修に必要な経費が二重投資となり、自治体クラウドに参加したほうが高額になることが予想されたため、検討グループの参加を見送ったところであります。

ただし、今回は参加を見送ったものの、年に数回開催されています県主催の電子自治体協議会において報告される検討グループの動向などを注視し、次のシステム更新時期に向けて自治体クラウドを含め、コスト削減と機能面を両立した、よりよいシステムの構築に向けて引き続き検討してまいります。

また、基幹システム以外のシステムにつきましても、公金決済サービスや要援護者支援システムなど既にクラウドで利用しているシステムもございます。他のシステムについても、クラウド利用も選択肢の一つとした上で費用対効果等を考慮し、システムの更新及び導入を検討してまいります。

次に、公文書の電子化についてお答えいたします。本市の文書事務の処理に当たりましては、五所川原市文書管理規程を初めとする各関係例規等の定めるところにより行うこととされており、各課に文書取扱主任及び補助者を配置し、円滑かつ適正な文書管理に努めているところであります。

保有する文書につきましては、その種別により定められた保存年限に基づいて整理保存しており、保存年限を経過した文書につきましては、所定の手続を経て適切な方法により廃棄しております。しかしながら、年々保存文書が増加しており、今後も増加が見込まれるということから、文書の電子化によるペーパーレス化を含め、保存年限や保管システムの見直し、簡便な検索方法の検討など、より効率的な文書管理のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 それでは、民生部からは住民基本台帳ネットワークシステムの住民基本台帳カードの利用状況について、まずお答えをいたします。

住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、平成11年8月に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布され、平成14年8月5日に住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働により住民へ住民票コードを通知し、行政機関への本人確認情報の提供を開始しました。さらに、翌年には住民基本台帳ネットワークシステムの第2次稼働により住民基本台帳カード、いわゆる住基カードを希望者に対して交付しております。当市における累計発行枚数は1,255枚であり、人口に対する交付率は2.1%となっております。

なお、そのうち556枚は電子申告を利用目的とした電子証明書が格納されております。

また、当市における住基カードの利用状況については、本人確認を必要とする転入転出時の行政手続において利便性が図られること、また電子証明書を格納することによりインターネットを利用した電子申告、イータックスが利用できること、さらには運転免許証を自主返還した方や運転免許証などを所持していない方の本人確認のための公的身分証明書として住民票、戸籍証明書等の交付手続の際に利用されているところであります。

また、社会保障・税番号制度について、今後の動向であります。社会保障・税番号大綱4法案が平成25年5月31日に公布されたことにより、平成28年1月からの導入に向け、当市では順次作業に入ることになっております。これを踏まえた県との研修会が平成22年から開催され、当市からも関係課が出席しているところです。住基カードは、身分証明書としての利用が中心でありましたが、個人番号カードは全ての国民に番号を付与し、利用することを前提に履行するものであり、個人番号を確認する場面が飛躍的に増加することが見込まれるものと理解しているところです。

以上であります。

○三潟春樹議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 御答弁ありがとうございます。この質問に当たって、昨日の私朝刊見てびっくりしたんですけども、まさしく私の今日の質問が昨日の東奥日報の朝刊に出ています。これは、これだけ周りがこのことについて関心があるから新聞社等も取り上げて記載していると思います。

この質問は、私、11年前にこの議場で住基カードについては質問をしています。そして、電子自治体についても質問しております。10年たってもそんなに変わっていない、これが五所川原の電子化です。そして、今答弁の中でも書類の電子化、これもできれば50%やっているとか、60%やっているとかという答えが返ってくればいいんですけども、ほとんどやっていない状況。これも前市長の時代にいろいろこの場で議論した経過もあります。まさしく今は、こういう電子化時代。さっき市長さんが寺田議員の質問に対して、未来の子供たち、ふるさとへ夢をと、そういう発言が出ています。これは、私たちは未来に残さなきゃだめな行政の仕組みだと思っています。

したがって、これからいろいろ費用対効果を見ながらやるという話もありましたけれども、そのためには今現在我々が進めていかなければ、それがなし得ないわけです。今やったからすぐできるわけじゃないんです。2年も3年もかかると思います。クラウドについては、さっきも言ったとおり行政の市民へのサービスと、そして行政の経費の削減、これが重要なわけでありまして、いろいろ今までの仕組み、23年からいろいろやっています。今までこのシステムに関して、22年度から私、今回の予算を見ますと書きかえ、いわゆるシステムが変わって更新していく、そういうお金を1年に何ぼぐらいかかっているのかなということで、過去の決算書を見ますと22年には大体3億2,000万円、23年には1億9,000万円、約2億円、24年には1億5,000万円、そして今年度の予算では2億9,000万円、これだけいろんな情報、システムを変えるためにはお金がかかっています。これを今のクラウドに変えていくとすれば、さっきいろいろ費用対効果について検討して、高いから五所川原市は参加しないという言葉が出ましたけども、本当にそうなのか。もっともっと精査してやる必要があると思います。これだけ毎年毎年改修にお金をかけているんです。そして、これから、今、初期投資が高くても、今後改修するとかそういうことをしなければ削減できるということはどうなのか、もっともっと、この市役所の中でそういう研究会とか勉強会とか、そんなのを本気になって進めて、じゃ何年後にはこのくらいできるんだよと、今と違うんだよと、そしてプラスサービスも向上するんだよということの視点に立てば、また違ってくるんじゃないかと思います。こうして新聞等にもこうやって取り上げているんです。本気になって今考えるべきだと思います。何となくその辺をまた検討しながら前へ進めていってほしいというのが私の今

の思いであります。

そして、住基カードについても、今の答弁では住基カードを持っている人は全体の2.1%と、そして電子証明をとれるカードにしたのが561枚ぐらいありますよということの答弁でした。この2.1%、これはやはり利用価値がないから市民が持たないということになろうかと思えます。今までは、そういう身分証明等にしか使えないような状況にあります。身分証明であれば運転免許証、そういうので十分足りることも多くあります。ない人は、この住基カードで身分証明等をやってきております。マイナンバー制に変えることによって、住基カードと連携するところがいっぱいありますけども、その辺今の答弁の中ではどうなるのか、しっかりしたものは返ってきませんですけども、これから28年に向けてのことになると思いますが、マイナンバー制は、それはそれで国のほうがいろいろやるかと思えます。さっき述べたように、そんなにお金かかるのはどうなのかという議論も今しているようですけども、まずは今使っている住基カード、この利便性、もっともっとやれるものがいっぱいあります。

今ほかの自治体を見ればやっているところもいっぱいありますけど、今印鑑証明等をとるんであれば、ここの役所なり、あとは郵便局でとれるような状況下にはあります。今、全国を見ますと、いろいろコンビニでもう既に住民票、印鑑証明がとれる状況が22年ぐらいから始まっております。それは、ローソンとかそういうところが進めております。そして、今月の19日からはファミリーマートが、全国のファミリーマートがそれをとれる仕組みを今始めます。そうすると、例えば住民票が必要になったとき、どこにいても、県外にいても、県外のコンビニへ行けば自分の住民票、印鑑証明がとれる、そんなふう民間がそういうものを構築しているのであるから、やはり自治体がそういうのを受けて市民のサービスとしてそういうのをやっていく必要があろうかと思えます。住基カードは、そういう法律の中でも市町村が独自性を行うために認められている部分ですんで、その市がどうやるかということが市民に対するサービスの一つだと思えますんで、ぜひそういうのも検討して、お金がどのぐらいかかるんだか、それはちょっと私はわかりませんが、そういう国の補助とかもあろうかと思えますんで、その辺を検討しながら、もっと市民に利便性を働かせるような仕組みをやってほしいなと私は思っていますので、よろしく願いいたします。

それから、文書の電子化ですけども、これもさっき述べたように前から電子化にすればコンパクトになるし、前にここで、この議場で議論したときは、この文書等を保管するために建物を買って、そういうことが出されましたんで、それに私が反発して、いや、今そういう時代でないですよと、電子化時代ですよと。それをスキャンしてとっておく

のがいいんじゃないかということで、ここで議論した経過もあります。それがそんなにまだ進んでいないというのは非常に残念なことです。これは単にコンパクトにするんじゃないでして、もし災害が起きたとき、文書でとっておく、そうするとそれを、この五所川原は水害はそんなになんかと思えますけども、地震とか、今はそういう竜巻とかいろいろな自然現象、いつどこで起きるかわからない状況にあります。そういう事態に、もしかしてこの市役所あたりがそういうことになって被害をこうむった場合、大事なそういう文書等が消滅する可能性というのは十分にあるんです。これに対してでも電子化をして、今クラウド化の中で別なところへ預けておく方法、これはやるべきだと思います。せつかくあったものが流失する。東日本のあの地震のとき、いろんな市町村が被害をこうむって流失してしまったものが多分相当あるんじゃないかと私は思っています。それは、もう取り戻せないんです。人間の記憶の中になくなってしまって、もう再現できないものというのはいっぱいあると思います。そのバックアップのためにも電子化をして、そういうシステムの中に置くと、保存するということは、これは大事なことだと私は思っています。私自身もそういう認識はありますんで、いろんな形で大事なものはデータ化して、いつでもどこでも見られるような状態、これを私自身はつくってやっています。

行政は、市民のそういう大事なものを扱っているんだから、だからこそ、なおそういう方向に向けて進めていかなければならないと考えますが、これからいろんな形で、市民で、この五所川原市民だけじゃなく、過去の五所川原の歴史、そして今まで歩んできた情報、例えば学校の閉校記念とか、そういうのが五所川原出身の県外にいて働いている人、そういう人が五所川原市の思い出を見られるような状況、そして五所川原市の歴史が見られるような状況、これをやることによって県外の人たちが、ああ、五所川原、こうであったなと思い出しながら、五所川原に協力しましょうと、ふるさと納税にプラスになる部分も出てくる可能性もあるんです。やはり懐かしいというのが先に立って、五所川原市でそういう開かれた、オープンな形でこうやって情報を出しているとなれば、それを見ながら、ああ、こうであったなという、そういうのも想定しながらこういう電子化をしていく必要が私はあると思いますんで、これからそういうサービスをするためにもっともっと真剣に考えて進めてほしいなと思っています。これについて、これからどういう取り組みをしていくのか、もうちょっと答える部分がありましたら答えてほしいなと思っています。

それから、五所川原そのものは、今これからどんどん進んでいます。今のこのブロードバンド、光回線についても、私の地域も10月から光回線がやっと入ってきて運用しています。五所川原市、聞くとところによると市浦地区はまだ光回線が届いていないようで

すけども、あとはほぼ光回線行っているようですので、これからどんどんそういう状況が進むと思います。青森県においても、昨年の6月から比べれば倍近くふえているんです。このブロードバンド化になっている。すごい勢いで、ここ最近どっと上がっているような状況が県の調査で出ています。これは青森県だけじゃなく、全国がそういう、去年から比べればずっと伸びています。すごい勢いです。そういう時代ですので、時代に合った行政サービスをできるだけ早目に考えて進めてほしいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 松野議員より御提言のありました自治体クラウドにつきまして、近年の情報通信技術を電子自治体の基盤構築に導入することにより、情報システムの効率的な整備、運用を図るものでありまして、重要情報の保全を強化するとともに市の業務継続性を確保しながら、さらには高度な情報セキュリティー水準を確保できるものと考えております。

また、平成27年度からは、いわゆるマイナンバー制度が開始される予定となっているほか、市の一層の業務の効率化と市民サービスの向上が求められているところであります。当市といたしましては、クラウドサービスの情報をとりながら、他の地方公共団体の動向、さらには費用対効果等を考慮しながら庁内において検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、公文書の電子化についてでございます。紙や保管場所がこれまでよりも少なくなるといったことも考えられます。また、災害や事件の発生時のバックアップとして活用できるとともに危機管理強化の側面もあると考えられますことから、今後庁内において検討を重ねてまいりたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 教育長。

○長尾孝紀教育長 既存データや書類の電子化に関係して教育委員会の現状についてお答えします。

教育委員会が管理する歴史的資料や発掘調査等の多くの報告資料は、図書館が主に所蔵先となっておりますが、松野議員御指摘のとおり、紙媒体の資料が火災や震災等で失われたり、また貸し出し等による劣化などの心配がありますので、こうした資料の電子化は非常に重要な対策の一つと考えております。

図書館が所蔵する資料の中には、古文書などといった管理の保存の非常に難しい資料もあり、電子化による保存、公開の必要性を感じていることから、既に平成23年度から「金木郷土史」、「実地より観たる十三物語」、「大正二年三好村凶作史」といった文献を

初め、古い広報や新聞等については作業を進めております。今後も議員御指摘の内容等も含めて電子化のほうを進めていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○三潟春樹議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 住基カード基本台帳等マイナンバー制度によるコンビニでの活用についての御質問にお答えいたします。

住民基本台帳カードの利便性の強化として、議員御指摘のように新しく利用できる機関として、平成21年度より住民基本台帳カードを所持している方に限り、コンビニでの証明書交付サービスが開始されているところであり、全国75自治体が利用しておりますが、当市では住民基本台帳カードの交付枚数が少ないこと、さらにシステム導入に多額の費用が、負担が生ずることから現段階で導入は考えていないところでありますが、このマイナンバー制度では個人番号を確認する場面が飛躍的に増加することが見込まれることから、さらなる市民サービスの向上を考慮し、国の補助事業等を、その動向を見きわめながらコンビニでの各種証明書の交付等もマイナンバー制度が施行された時点では、あわせて検討をしていかなければならないものというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○三潟春樹議長 15番、松野武司議員。

○15番 松野武司議員 答弁ありがとうございます。クラウドについては、単独でやるのであればやはり経費がかさむということなんで、各市町村、これは今現在は県でやっているのは弘前市、黒石市、板柳、藤崎、あの辺が一体にやって、2市5町村が組んで、六戸も入っていますけども、それで組んでいます。何カ所かで組むことによって経費の削減というのが図られると思いますんで、五所川原の場合も一部事務組合を形成しますんで、その範囲内で話をしながら、早くこの地域にそういうクラウドを活用して住民のサービス、そしてまた行政間のやりとりとかいろんなものをやって、そしてさっき言ったとおりシステムの改修費用を削減させるという効果があると思いますんで、再度そういう検討して、庁舎内で検討していただきたいと思います。

それから、今教育長からいろいろやっているものはありますよということの答弁でありました。図書館におかれましても、これからどんどん、どんどん本が入ってくればあふれてしまうような状況になると思います。そういう電子化にしてとっておいて図書館の空間を、スペースをあけておくような、そういう考え方に持っていかないとだめだと思いますんで、ぜひそれも進めてください。

そして、住基カードにおきましては、そういう市民に利便性を早く与えるためにも、

今マイナンバーカードを発行すればそういうのをやるという話でしたけども、できれば早目に市民へのサービスとして、お金がかかるかもわかりませんが、検討して進めたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○三潟春樹議長 以上をもって松野武司議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

午後 1時01分 再開

○三潟春樹議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

14番、稲葉好彦議員の質問を許可いたします。14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 一登壇一

平成25年第4回定例会に当たり、通告に従い一般質問をさせていただきます。

月日がたつのは本当に早いもので、今年も残すところ3週間余りとなりました。ここで少し話題を約1年前の12月4日にさかのぼってみたいと思います。同日公示された第46回衆議院議員総選挙では、自民党と公明党が大勝し、政権奪還を果たし、今年の7月に行われた第23回参議院議員通常選挙でも自公連立政権が圧勝、ようやくねじれ国会は解消されました。

安倍政権は、アベノミクスと呼ばれる経済政策を実施、景気回復や財政再建、円高対策に取り組み、異次元の金融緩和と財政出動を行った結果、株価の上昇や円安動向となり、日本経済は少しずつ回復傾向となりました。

また、9月には、56年ぶりに東京でオリンピックが開催されることに決定し、多くの国民は歓喜に包まれました。

このような状況で始まった臨時国会は、成長戦略実行国会として、持続的な景気回復や経済再生の成長戦略が活発に議論されるものと期待をしておりましたが、会期末が迫る国会はいつの間にか成長戦略がほとんどない国会となってしまいました。来る通常国会では、国民生活を豊かにし、そして安定したものにするための生活密着型政策にぜひとも議論を進めてもらいたいと思います。

一方、五所川原市では、平成23年、24年度と2年続いた大雪による豪雪対策本部の設置や、今年9月の大雨により中泉地区に避難勧告が出されたものの、ここ数年は多くの死傷者や建物や道路などが倒壊するような大きな自然災害は発生しておらず、今も大過

なく過ごしております。

国内はもとより、海外で発生した自然災害の話題になりますと、市民の多くは折に触れて五所川原は災害が少なくていいまちだ、五所川原は安心して住めるまちだという話になります。私も同様に思っております。恐らく当市の為政者に天運と人徳が備わっているのではないのでしょうか。

平山市長、午前中の一般質問の中で、汗をかく覚悟があるとの答弁がありました。これから来年に向かう過程の中で、さまざまなことがあろうかと思われませんが、いかなる場面に遭遇しても市民生活の安心と安全を第一として、市勢発展のためにさらなる御尽力をお願いしたいと思います。私も微力ではありますが、応援をさせていただくことを申し上げ、一般質問を行います。

通告の1点目は、市政の財政についてであります。1つ目は、地方交付税の合併特例措置についてであります。五所川原市は、平成の大合併から来年で10周年を迎えますが、同時に合併特例措置の期限切れも迫ってきます。特例措置は、合併前の旧市町村が受けていた交付税の合計額を合併後10年間保障し、その後5年間で経過措置として段階的に減じていく仕組みであります。新聞報道によると、特例措置の期限切れとなる自治体は2014年度で24、2015年度では215、2016年度では337になるそうであります。

当市の場合、平成17年3月28日に合併をしておりますので、特例措置の期限切れは2014年度になると思いますが、経過措置となった時点での年度別による交付税減少見込み額と経過措置終了時点での交付税減少最大見込み額をお知らせください。

次に、交付税の加算について質問をいたします。総務省は、先月、平成の大合併で誕生した自治体を支援するため、2014年度から支所数に応じて地方交付税を加算する方針を固めたようであります。新聞報道では、新たな交付税配分のイメージとして5町村が合併して10万人の新市ができた場合をモデルとして掲載しておりましたが、3市町村で合併し、飛び地となっている人口約5万8,000人の当市の場合、どのような加算になるのかをお聞きいたします。

この件について、総務省は、地方側の意見を聞きながら、今年の年末まで詳細を詰める方針とのことですので、その加算金額やその期間及び内容について、わかっている範囲で答弁をお願いします。

次に、特例措置の期限切れに不安を抱く全国各地の自治体が創設した連絡協議会について質問をいたします。正式な名称を把握しておりませんので、連絡協議会として質問を続けさせていただきますが、この連絡協議会は10月中旬に都内で設立総会を開催し、平成の大合併で誕生した全国427市のうち42道府県の245市が加入したようであります。

青森県からは、青森市、十和田市、むつ市、弘前市が参加したようであります。

そこで、この連絡協議会の目的や組織内容、代表者及び事務局はどちらにあるのかを質問いたします。

また、全国市長会や全国市議会議長会といった地方六団体との関係や活動内容もお願いをいたします。

現在当市は、この連絡協議会に加入をしていないようではありますが、設立総会の際に連絡はあったのか。また、あったとすれば、何ゆえ加入しなかったのかをお聞きします。

次に、今後の見通しについてであります。今年の第1回定例会において、普通会計財政計画の中で平成31年度までの長期財政計画を示したわけではありますが、いずれにいたしましても交付税の減少額が圧縮されることが予想されるため、普通会計財政計画の再試算を行う予定があるのかをまずもって伺います。

また、標準財政規模が小さくなることも予想されますので、起債の発行や財政指数などに影響が生じてくるのかも質問いたします。

また、次の通告に関連することなので、あえてお聞きをいたしますが、特別職の報酬や職員の給与の財源は自主財源なのか、依存財源なのかもお願いをいたします。

次に、2つ目の通告、年金支給改正に係る市職員の任用についてを質問いたします。1つ目の平成25年度で定年を迎える任用についてではありますが、今回の質問は教育委員会の一部及び一部事務組合を除く五所川原市役所の職員を対象にしたいと思えます。

まず、地方公務員の年金制度は、ここ数年改正を繰り返しながら、平成27年10月からは被用者年金制度の一元化により、共済年金は厚生年金に統一され、公務員も厚生年金制度に加入することに決定したようであります。

また、平成12年4月1日に改正された支給開始年齢の引き下げにより、平成25年度で退職する市職員の年金支給が1年据え置きの61歳からとなりました。

また、段階的に平成27年度退職者は2年、平成29年度の退職者は3年、平成31年度の退職者は4年、平成33年度の退職者は5年据え置きの65歳からの支給延長となります。

これに対して、国は基本方針として、60歳まで任用し、退職金を払いながら年金支給開始までの間継続して働くことを希望する者で、かつ職務能力がある者を対象に再任用する制度を取り入れておりますが、当市の場合もそれを採用していくものと思っております。

そこで、平成25年度で定年を迎え、再任用を希望している職員数と、今後定年を迎える職員の状況はどのようになっているのかをお聞きいたします。

また、再任用を希望する職員を採用した場合、その配置をどのように考えているのか。

さらに、労働時間や雇用体系をどのようにしていくのかもお聞きいたします。

2つ目の定年者の今後の取り扱いについてであります。当市の基本的な考えをお聞きいたします。ここ数年は、国の方針にのっとり再任用を採用していくものと考えておりますが、仮に国が突如再任用を廃止した場合はどのように対応していくのか。また、現在独自の制度を検討しているのかをお聞きいたします。

さて、平成24年度の人口白書によると、1年間の出生数は1万3,705人減の103万7,101人で過去最少、死亡数は3,188人増の125万6,254人で戦後最大となっており、出生数から死亡数を引いた自然増減は21万9,153人の減少で、過去最大幅となったようであります。この白書によると、30秒に1人が生まれ、25秒で1人が死亡する状況が続く限り、今後も人口減少はとまらないとしております。

少子高齢化の進展、人口減少社会の到来により、労働力人口が減少する中で、私は年金を初めとする社会保障制度全体の持続可能な制度が国会で大いに議論され、一層の取り組みがなされることを期待するものであります。

以上、2つの項目について質問いたしますが、市長及び関係部長の答弁を求め、壇上からの1回目の質問を終わります。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの稲葉好彦議員にお答えいたします。

地方交付税の合併算定替につきましては、小職も大きな関心を寄せております。地方交付税は、市の財政の生命線となる財源であり、合併自治体共通の懸案事項でもあることから、今後とも国の動向を注視するとともに、全国市長会等を通じて一般財源の確保について要請してまいります。

また、一方で市においても、合併算定替期間の終了を見据え、行財政改革の取り組みを継続することが重要であると認識しております。地方交付税の影響額につきましては、関係部長より答弁させます。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 幾つか質問がございましたが、答弁漏れのないように努めてまいるので、よろしくお願ひしたいと思います。

一番初めに、合併特例措置額についてでございますけども、平成25年度の普通交付税で12億円の特例措置がなされてございます。この金額については、平成27年度から5年間かけて削減される見込みとなっておりますので、完全になくなれば平成32年度から12億円相当分が普通交付税では交付されないという予定になってございます。

それから、そのほかに今国のほうで検討されている合併市町村の新たな支援策、支所数に応じた地方交付税の加算についてでございますけども、この影響についてでございますが、現在これは国のほうで算定方法について鋭意検討されている段階でございますので、今の段階でどのくらいが市町村のほうに、私どものほうに交付されるかという形は現在は推計できない状況でございます。これから示されます平成26年度の地方財政計画の中で詳細が示されるものと考えております。

それから次に、合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会について、幾つかの御質問がありました。事務局がどこにあるかとか、加入団体がどのくらいあるのかというお話でございますけども、この合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会からは、全国市長会、県の市長会でございますけども、を通じて2回ほど加入依頼がございました。この合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の設立趣旨でございますけども、設立趣旨の一部を読ませていただきますけども、合併市特有の財政需要の実態を十分に踏まえた普通交付税の算定方法の見直しを行うことにより、新たな財政支援措置を早急に講じるよう強く求めるものであるとあり、合併市に限って特有の財政需要を国に訴えるために設立されてございます。

合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会の課題としております平成の合併により生じた新しい形態の地方自治体に見合った交付税の仕組みの構築という問題については、今回の平成の合併によって生じた全ての市町村の問題だと考えてございます。

それから、この合併算定替措置額がなくなることによって、財政計画の見直しを図るのではないかというお話でございますけども、現時点でこの合併算定替措置額がこのままなくなるものか、全てなくなるものか、また新たな形で交付税の関係を、今現在国のほうでは合併算定替の延長、削減の緩和という視点と、合併団体特有の財政需要の単位費用化の要請、これを受けてございまして、国のほうで検討されている段階でございますので、どのような形でこの分がはね返ってくるかという形のものは見込みができませんので、今の財政計画の関係、現時点では見直すという考え方は持っておりません。これらの部分が明らかになった段階で財政計画自体については見直しをかけていかなければならないというふうに考えてございます。

それからあと、一般職と特別職の財源の問題がございました。これについては、特別財源で賄われているものか、一般財源で賄われているものかというお話でございますけども、特別職、それから一般職についての給与は全て一般財源の負担となります。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 平成25年度で定年を迎えます職員の再任用制度についてお答えい

たします。

年金支給開始年齢の段階的引き上げに伴いまして、定年退職者の雇用と年金の接続を図るとともに、長年培った職員の能力、経験を有効に発揮できるよう実施するものであります。

任用期間は来年度4月1日からの1年間としておりまして、勤務形態は週15時間30分から31時間までの範囲の中で定める短時間勤務としております。

給与につきましては、退職前のポストにかかわらず、勤務時間に応じた給料月額を予定しており、通勤手当や期末、勤勉手当等もあわせて支給することとしております。

服務、懲戒、分限等につきましては、身分上は一般職の地方公務員であることから、退職前と同様となります。

また、配属先につきましては、窓口業務、相談業務、学校給食調理員、学校用務員等を想定してございます。

今年度の当市の定年退職予定者は28名おりまして、既に今年度定年を迎える職員の方に対して、再任用希望の有無について意向調査を5月に行っております。その段階では、既に19名の方が希望しております。今後は、来年4月1日の任用に向けまして、定年退職予定者と個別に面接を行いながら、一般の職員と同様、来年3月に配属先の内示を行う予定となっております。

次に、定年制度の今後の見通しですが、今後の定年退職者の取り扱いにつきましては、当市では当面の間再任用制度を活用することとしてございます。国では、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには再任用制度の運用状況を随時検証しながら、段階的な定年の引き上げを含めた雇用と年金の確実な接続のあり方について再検討を行うということとされておりました。今後におきましても国や他の自治体、民間部門の定年制に関する動向を注視してまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

再質問は、市の財政についてだけお聞きしたいと思います。ただし、再々質問は年金関係でありますので、総務部長、そこをひとつよろしくお聞きしたいと思います。

まずは、答弁漏れといいますか、私の質問が細か過ぎたせい、部長のほうからはっきりとした答弁はなかったんですけども、この連絡協議会、連絡はあったということでありましたけども、なぜ加入に至らなかったのか。そこにどういう理由があったのか、まずそれをお聞きしたいと思っております。

市長の答弁の中にも、交付税というのは市の財政の生命線だということでありますので、同じ問題を抱えた同士が一堂に会して、これを関係省庁に訴えていくということは、マイナスのことはないとしても、プラスのことはあるんじゃないかなと思っております。

私、この記事を見たときに、ふっと頭に浮かんだのは、財政部長の名字がこれまで3人続けて佐藤、佐藤、佐藤であったわけですね。一番最初の佐藤部長は今総務省に戻っていますから、この一番最初の佐藤部長のほうから今の佐藤部長のほうに連絡がありまして、ちゃんとやるからそういうのに入ってくれるなよなというような、そういうことがあったのかななんて思ったりなんかしていたんですけども、そういうことはないでしょう、恐らく。

いずれにしても、青森県内でも合併している市が、私が知っている範囲の中で4市が入っているわけですから、五所川原市は今後入るべきじゃないのかなと個人的には思っています。そこをひとつ答弁お願いします。

それから、これは公のものなんでしょうか、それとも任意の団体なんでしょうか。これもはっきりさせていただければと思います。と申しますのは、全国市長会、そしてまた全国市議会議長会という、いわゆる公のものに関しては、恐らく交付税関係の特例措置についてはいろいろ陳情やら要望をしていると思うんですけども、これらの団体がまた合併して発生した市を対象にしてやっているわけでありますけども、公のものとおちらの関係はどんな感じになっているのかな、いまいち新聞紙上では状況がつかめないもので、それも改めてお願いをしたいと思っております。

それから、支所数に応じて加算を配分するというございですが、そこは部長答弁によりまして、今現在は把握はできていないということであります。配分がされるということを前提にして記事に出ているので、合併特例債の算定替に伴うことよりも、むしろ交付税は増えるんだらうという認識を私は持っています。

しかしながら、財政標準規模が100減るものが20減って80になったとしても、分母の部分で減ってくるわけですので、起債を発行する際の影響とか、財政指数などいろいろあるわけですよ。その分母が変わる、小さくなる、そして金額が少なくなることによって、その数値が影響することによって、いろんな影響があるんじゃないかなという危惧はしていますので、その辺のこともあわせて答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会に加入しないのかというお話でございまして、この団体から県の市長会を通じて2回加入にかかわる御依頼

をいただいております。

先ほど設立趣旨を読ませていただきましたけれども、合併市特有の財政需要を訴えるというように設立されているわけがございますけれども、この合併によって生じた新しい形態の地方自治体、これは合併によって市になった団体だけではなくて、合併によって町になった団体もひとしく生じる問題だと考えてございます。

それから、現在地方交付税制度は、合併算定替の影響も大変大きいわけですが、直面している問題を考えれば、来年度消費税率の引き上げが検討されてございます。消費税率の引き上げも大変大きな影響がございまして、このたびの消費税率については最終的に5%まで引き上げを予定してございます。これが実行された場合については、地方消費税が2.2%まで引き上がるわけですが、これを淡々と実施されてしまえば、当然地方消費税の交付の仕方にありますけれども、人口が多く消費活動が盛んな大都市に大幅な税収が増えてしまうと、地方との格差が増す状態にもなります。

また、今回の消費税率の引き上げについては、全額社会保障制度に充てるということとされております。これらについては、今現在少子化対策の中で議論となっておりますけれども、乳幼児医療の無料化について、これは現在も厚生労働省では標準化されていないということから、社会保障費として交付税基準財政需要額に算入されていないという状況にもございます。

これら地方交付税の抱える課題を国に伝えていくためには、これまでも地方交付税法第17条の4に基づく交付税の額の算入方法に関する意見の申し出制度がございまして、それから、全国の地方の自治体がいずれかに加入している地方六団体がございまして、当市も全国の地方自治体にひとしく開かれている窓口を活用して、今後も引き続き全国市長会、または全国市議会議長会を通して、しっかりとした意見を伝えていきたいというふうに考えまして、今回の合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会、これは合併市に限定して特化した団体で、この加入については合併して町となった、施行された団体に対しては加入を認めないという団体でございましたので、その部分に対して少し抵抗がございましたので、加入を見送らせていただいたわけでございます。

市長会との関係でございまして、市長会のほうでは今回県の市長会を通してこの団体に対しての加入の依頼はございましたけれども、市長会の中の組織という位置づけでもないわけでございます。市長会とはかけ離れた団体と、あくまで任意の協議会という認識で市長会のほうでも見ているようでございます。

それから、交付税の引き上げによって、さまざまな問題が出てくるのではないかとということですが、これは実質公債費比率が交付税の中で、交付税が引き下がった場合

については大きく影響してくるわけでございますけども、実質公債費比率は普通会計の支出のうち義務的経費である公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したもので、地方自治体の公債費の支払い能力をあらゆる指標になります。標準財政規模の基本の中には普通交付税が入ってきていますんで、仮に普通交付税自体が縮まれば、分母が小さくなりますので、実質公債費比率については引き上がるという影響が出てきてしまいます。

それで、実質公債費比率については、基準によって地方債の協議・許可制度の移行基準、これ18%でありますけども、それから早期健全化基準25%、それからあと財政再生基準という、当市の場合は35%になりますけども、この基準がございます。これらの基準を超えた場合については、地方債の発行に関し、国が何らかの関与をするという形の制度でございますんで、この数値を超えてしまった場合においては地方債自体が発行できない、または一部制限されるという状態が生じます。

現在の地方債は、単なる借金だけではなくて、その年の資金調達の目的だけではなくて、国からの財政支援措置が地方交付税を返していく制度となっております。当市の場合であれば、合併特例債、それから過疎対策事業債を活用しておりますけども、この地方債に関しては交付税で70%の財政支援措置がございます。これらの発行が実質公債費比率が上がってきた場合に対しては、発行を制限されてくるという事態も想定されます。

当市の公共施設の多くが高度経済成長期に整備されていることから、やはり国からの財政支援措置がある地方債は今後も活用していかなければなりません。

今まさに国において検討されている地方交付税制度、それから地方債制度を注視しながら、今後の財政運営は図っていかなければならないというふうに考えてございます。

○三潟春樹議長 14番、稲葉好彦議員。

○14番 稲葉好彦議員 答弁ありがとうございました。これらの2つの件について、明らかになった時点で、機会があればまた部長のほうに質問させていただきたいと思っております。

それで、再々質問になりますが、再任用制度についてまずお聞きします。25年度定年予定者28人、そのうち19名の方が再任用を希望していますよ、そして再任用される配置とか雇用内容については答弁をいただいたので、了解いたしました。

さて、この28人という定年を迎える方の数字、例えば26年度、27年度、28年度、今後の推移はどうなっていくのかなという気もいたしますんで、総務部長、その辺もう一つ答弁をお願いしたいと思っています。

そして、ちょっと私の聞き間違いかどうかわかりませんが、平成28年度まで再任用を堅持していくんだというような答弁だと思っておりましたが、それでよかったでし

たかな。

それで、極端な話をすると、最大で5年間、年金の支給がないよという状況になります。市の財政の質問の中で、特別職の報酬や職員の給与というのは全て一般財源であるということですので、交付税云々ではなくて、市税とか直接徴収するもので賄っているんだということでもありますんで、そういう人が増えたとしても市の財政がよくなるかということに結論的にはなるんでしょうけども、非常に気の毒だなという気はします。もちろん私も今51ですから、私が入っている国民年金は恐らく70でなければもらえないでしょうという気がいたします。

ただ、民間企業の話になりますけども、これらの状況を受けまして、再任用といいますか、定年そのものを延長しているところが結構出てきています。ただし、給与のピークを何歳かまでにさかのぼって持ってきて、そこからもう段階的に下げていくということでもありますんで、人件費をシェアするというんでしょうか、あらかじめ予算措置をして、その期限の中で新しい人も採用していく、そしてまた雇用、定年延長した職員の方の人件費を賄っていくというやり方もあります。

行政は、どうしても自主財源が乏しいので、経営というよりは運営というほうがウェイトが強いわけでございますけども、ただ、いずれにいたしましても何か特別なことができないものかなという気がいたしております。

明日平山秀直議員の質問の中に赤～いりんごの話も出てまいりますけども、今総務部長、6次産業化という話が結構叫ばれていますよね。6次産業というのは、生産、加工、販売、1次、2次、3次を掛けて6次産業と言われてはいますが、市内各地に加工所とか生産団体はたくさんありますけども、やっぱりこれから一番打って出なければいけない重要なところは販売だと思うんですよ。

と申しますのは、円安の影響によりまして、海外からの観光客がここ数年結構伸びておりまして、1,000万人を超える勢いだという状況であります。このチャンスを捉えて、やっぱり市の職員、例えば名前を挙げて恐縮ですけども、経済部長なんかというのはいろんなところに出向いて、いろんな販売する箇所の方をいろいろわかっているわけでありまして。うちの議会事務局長も、いろんな視察をすれば、いろんな市の方とお会いしている。こういう人を知っている方がどうも埋もれていくのは残念でならない。6次産業化という大きな波の中にこの2人、またそれに準ずる人が何とか役に立っていかないものかな、個人的にはそう思います。

それから、あとは市の財政が許すのであれば、やっぱり給与は下げていかなきゃならない。これは民間企業でもやっていることですので、そうしていかざるを得ないと思

ますけども、働く人が少なくなればということであれば、非常に一長一短がありますよね。新しい人も入ってこないということもあります。組織のほうもいろんなひずみが出てくるので、どちらの立場に立って質問すればいいのやら、質問しながら悩んでしまいますけども、いずれにしてもこういう5年間という空白をなくすべく、いろんな対応はやはりぜひとも考えていただきたいと思います。

最後に、総務部長、通告しておりますので、はっきりとお答えしてください。間違っていないければ、総務部長は26年度の定年だと思っていました。来年度の定年であります。自身が今年定年を迎えるに当たって、この再任用制度のことについて率直にどのように思うか、それを答弁いただいて、私の再々質問を終わりたいと思います。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 まず、今後の当市の定年退職予定者につきまして、お答えいたします。

今年度が先ほど答弁したとおり28名でございます。26年度が34名、27年度が17名、平成28年度が25名となっております。また、稲葉議員からの御質問の中にもありましたけども、本格的な高齢化社会を迎える中で高齢者の雇用を推進し、その能力等を十分活用していくことが社会全体の課題となっております。当市においても能率的な行政運営を確保しながら取り組んでいく必要があると考えてございます。

提案がありました再任用職員の配置についても、また検討させていただきたいと思えます。

また、来年度の定年退職予定者につきましては、平成26年度になりましてから全ての定年退職予定者に対しまして、今年度同様の意向調査を行いたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○三潟春樹議長 以上をもって稲葉好彦議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 1時41分 散会

平成25年五所川原市議会第4回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成25年12月10日（火）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 19番 福士 寛美 議員
 - 25番 平山 秀直 議員
 - 1番 花田 進 議員
 - 5番 山田 和宗 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 三潟 春樹 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 12番 古川 幸治 議員 |
| 13番 秋元 洋子 議員 | 14番 稲葉 好彦 議員 |
| 15番 松野 武司 議員 | 16番 寺田 武造 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 阿部 春市 議員 |
| 19番 福士 寛美 議員 | 20番 加藤 馨 議員 |
| 21番 木村 清一 議員 | 22番 川浪 茂浩 議員 |
| 23番 磯辺 勇司 議員 | 24番 工藤 武則 議員 |
| 25番 平山 秀直 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市長 平山 誠 敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 会長	斎藤靖裕
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 佐藤文治
次長 片山善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員24名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○三潟春樹議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっております。質問、答弁ともに簡潔明瞭に願います。

それでは、19番、福士寛美議員の質問を許可いたします。19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 一登壇一

おはようございます。第4回定例会に当たり、議長のお許しをいただき一般質問をいたします。

質問の前に、まずお祝いを申し述べさせていただきます。文化審議会は、先月15日、市内羽野木沢の阿部家住宅主屋と文庫蔵を登録有形文化財とするよう文部科学省に答申いたしました。市にとってはもちろん、旧七和村に住まいしてきた私どもにとっても大阿部家の慶事はまことに喜ばしいことであり、心から祝意を表する次第であります。金木町の旧西澤家住宅に次いでこの出来事であり、今後とも市として由緒ある建造物等を後世に残していく手だてをより一層心していただくことを希望し、質問に入らせていただきます。

年末を迎えた現在、既に次年度に向けた政策形成、骨格を固めつつあるかとは思っております。そこで、次年度及びそれ以降の施策、予算編成の考え方の一端についてお伺いいたします。

11月中旬、全国紙の報道で知らされた地方交付税に関する事案についてであります。報道によれば、国は地方自治体の交付税の算定基準を製造品の出荷額や農業の産出額等の過去からの推移を見て、成果を上げたり、知恵を絞ったり、企業誘致に積極的だった自治体に交付税を加算する案を検討していて、やる気のある、前向きに取り組む地方自治体に交付税で応援する措置を講ずるということでもあります。自民党政権下の平成19年から21年度に頑張る地方応援プログラムの名称で同じような制度が施行され、民

主党政権となって廃止となりましたが、再び自公による政権になったことで5年ぶりにまた採用されることになり、以前は3年間でしたが、今回は以前よりも長く続ける方向であり、具体的な評価指標はこれから詰めるということでもあります。

そこで、まず5年前に施行された頑張る地方応援プログラムに係る当市の増加需要額をお示しいただきたい。そして、それをどのように受けとめ分析したのか。さらに、その後の政策づくりにどのように反映してきたのかお尋ねいたします。

次に、産業振興の成果を上げた自治体に交付税を加算という、振興度合いで交付税措置に差をつけるのは、成長を重視する現政権の政策、アベノミクスを反映した措置と位置づけているのでありましょう。

そこで、当市の産業の振興策について伺います。あわせて何事においても共通すると思うのでありますが、過去を検証し、現状を把握し、そして将来を予見することが大事だと思いますので、当市製造業及び農業の産出額の推移についてお尋ねいたします。産出額の状況をつかんだ上で、今後どのようにして産業を盛り上げていくべきか、振興策を打ち出す土台になると思うのでお伺いいたします。掌握している範囲で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

昨日、市長は3選出馬への意思表示をされました。その中で、自主財源の乏しいことに心を痛め、財源の確保に苦慮していることを吐露しておりました。過去には3割自治と言われてきましたが、残念ながら現在は2割自治、自主財源の確保は最重要課題であります。自主財源の確保につながる産業の振興は、単年度では成果がなかなか見えてくるものではありません。それに伴う予算についても、集中的に継続して措置することも時には求められると思うのですが、それに対する考えを伺いたいと思います。

財源にも限りがあり、それぞれの分野に分け隔てなく配分しなければならないという思いも十分理解しております。産業振興の成果を残していくことは、さきに述べた国の施策によって交付税加算の見込める可能性があるわけですから、時にはめり張りの感じられる措置も必要かと思ひます。少子高齢化、それに伴う人口減少、地域も行政もますます体力が弱体化していく環境の中にも、少しでも将来に希望の持てる施策を講じていただくことを希望し、1回目の質問といたします。市長、関係部長の答弁をお願いいたします。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 福士寛美議員にお答えいたします。

平成17年3月の市町村合併以降、当市ではこれまで産業別に各種振興施策を展開して

きたところであり、農水産業では農水産物の生産量拡大や品質確保など、安全、安心で売れる農水産物の生産を中心に取り組んできたほか、裾野の広い観光産業では立佞武多を初めとする地域観光資源を活用した観光関連商品の開発や情報発信に、そして工業では漆川工業団地への企業誘致に取り組んできたところでもあります。

市町村合併から8年余りが経過し、グローバル化の進展、環境、エネルギー問題、そして人口減少、超高齢化社会の到来は、私たちの生活はもとより将来の地域産業の振興を図る上でも重要な課題となります。当市といたしましては、このような3つの大きな課題や今後の減反政策の見直しや消費税増税など国の政策を踏まえて、農業も含む中小企業の維持発展と地域資源の積極的な活用、そして産業間の連携、共同の促進を地域産業振興の基本的な方向性とし、当市の主要な業種である農業、水産業、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業、それぞれにおいて生産性を高める設備投資の促進、異業種交流や未利用地域資源の活用等による新産業の創出、さらには産業基盤の根幹をなす人材の育成を主軸とした各種施策を展開してまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 製造業及び農業産出額についてお答えいたします。

経済産業省が実施する工業統計調査によりますと、当市の製造業における製造品出荷額等は、昭和期後半においておおむね400億円前後を推移し、いわゆるバブル期の平成初めには漆川工業団地への新規企業立地を要因に600億円台まで伸びました。その後の半導体や電子部品等を主要製品とする一部製造業の伸びによりまして、平成9年には1,500億円、従業員数4,000人規模へと成長いたしましたけれども、バブル崩壊後の国内企業の海外進出など産業の空洞化と呼ばれる時代を経て、近年ではリーマンショックによる世界同時不況、東日本大震災を起因とする国内生産拠点の整理統合などによる影響から、製造品出荷額等は平成23年で200億円台まで落ち込んでおります。

農業につきましては、平成18年の農林業センサスによりますと、当市の農業、畜産及び加工農産物を合計した生産農業所得は54億7,000万円でありまして、農家1戸当たりの生産農業所得は約160万円となっております。平成23年の農林業センサスでは、市町村別の生産農業所得の項目がないため、産出額の推移について比較することはできませんけれども、農業生産者や関係機関等に確認したところによれば、単年での変動はあるものの緩やかに減少していると、所得が減少しているという結果でありました。当市の農業の大部分を占める水稻農家につきましても、政策による主食用の水稻作付面積の減少、それから米価の変動等々によりまして、全体として農業所得は減少しつつある状況でございます。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 平成19年度から平成21年度まで実施しました頑張る地方応援プログラムについてお答えいたします。

平成19年度から3年間実施した頑張る地方応援プログラムは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力のある地方に生まれ変わるよう地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税等の支援措置を講じるとされ、地方交付税総額を年間3,000億円程度加算したというものでございます。具体的には、行革の実績を示す指標、出生率、それからごみ処理量、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、事業者数、若年者就業率、転入者人口の各種統計数値の直近の数値とおおむね5年程度前の数値を比較し、これらの指標が全国平均以上に向上した地方自治体の基準財政需要額を割り増しするというものでございました。

当市に算入された基準財政需要額は、平成19年が3億6,000万円、平成20年度が2億9,000万円、平成21年度が2億2,000万円算入されており、最も高い算入額となった指標は行革の実績を示す指標で、人件費の削減額であって、平成19年が2億4,000万円、平成20年が1億7,000万円、平成21年も同額の1億7,000万円が算入されてございました。当時を振り返ってみますと、平成18年度が当市の一般会計、赤字に転落したことを機に給与カットに素早く踏み切ったことによる歳出の抑制と、普通交付税に新たに創設された頑張る地方応援プログラムにより高く確保できたことが一般会計を1年で黒字に転換できた大きな要因になったと思いきこすところでございます。

○三潟春樹議長 19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 再質問をします。

まず、本当に御答弁ありがとうございました。最初、経済部のほうでなかなか資料がつかめないというような話もあったんですが、よく調査して報告いただいたことに、まずはいろいろかけずり回った職員の皆さん方に敬意を表したいと思えます。

5年前の自民党の政権下で執行された頑張る地方応援プログラムでも企業立地推進策の支援として、企業誘致のため減税措置に対する減収補填等に交付税加算をすることであります。今回も企業誘致、交付税で改めて後押しもするとしているわけでありまして、先ほど市長の答弁の中でも企業誘致に取り組んできたこと、そしてまた今後ともそれを進めていくのだというようなことではありますが、これまで企業誘致のために会社訪問等、主に県外ですが、どの程度の会社数を訪問しているのか、わかっていたらひとつお知らせいただきたいというふうに思うわけです。

ちなみに、これ地方紙に載っていたと思ったんですが、弘前市では150社を訪問したと、すごい数だなというふうに感じまして、いまだに記憶に残っているわけですが、当市ではどの程度の数の会社を企業誘致のために訪問してきたのか、わかっておりましたらひとつお知らせいただきたい。

次に、頑張る地方応援プログラム、成果を評価されて交付税加算の措置をされたわけです。19年は3億円、それからだんだん少なくなって2億数千万円から2億円というふうになっていったわけですが、いろんな分野を評価したことによって交付税が算入されてきたわけですし、その頑張った部署、そういうところにあなた方の課で、部でこのぐらい頑張ったからということで、こういうふうな結果が出ましたよという報告をしているのかどうかと。ただ、農業振興について頑張ったから何千万円来たとか、そしてまた先ほど部長の答弁にありました人件費の削減、これを速急に手を打ったから、それに対しての交付税の加算額が多くなったという説明でございました。ですから、そういう部分が評価されたということその担当する課に話をしてきたのかなと。例えばあなたたちが一生懸命頑張ったから、こういうふうに交付税が加算される結果となったと、これからもっと頑張ろうというようなこと等が励みになっていくかと思うので、その辺もひとつ確認したいなというふうに思います。ただ頑張った、その課に来たお金がそのまま行くんじゃなくて、それがプールされていろんな分野に使われるということも伺っていますので、でもそれはそれとしつつも、頑張った部署に敬意を表するとかいう意味合いでそういう報告があっているのではないかなと思いますので、確認をさせていただきます。

次に、農政でございますけれども、国が農家ごとに主食米の生産量を割り当てて価格を維持してきたわけですが、減反政策が補助金を段階的に削減して5年後には廃止ということを決めました。これ時の流れかというふうに言い切れないものが我々農家にはあるわけでございます。この制度は40年以上も続いてきました。その米政策が大きく大きく転換することになったわけで、この状況を踏まえて市長も昨日、いかに農家を元気にするかが課題と、そういうふうにおっしゃっていました。今もあるかどうかかわからないですが、農政推進会議というのが過去にはあったと記憶しております。

そこで、こういうふうに米政策が大きく変わったことによって何とか、特にこの五所川原地区、西北五地域は米の単作地帯と言っても言い過ぎではないぐらい稲作農家の比率が高いわけでありまして。ですから、この稲作農家だけを対象にするのではなくて農業全体を考えながら、やっぱり今ここで一踏ん張りしていくために農業推進会議というのが今も実在しているのか、なければひとつここにまた立ち上げて、名称は変わっても

結構です。そういう有識者やら現場に近い人間たちでそのプロジェクトチーム、部会をつくる必要があるのではないかというふうに思いますので、経済部長、そしてまた市長からもひとつコメントをいただければ大変ありがたいと思います。特に昨日の3選出馬に意思表示された言葉の中に、元気の出る農家をつくっていかなきゃいけないという思いを語っているわけですので、ひとつお願いしたいと思います。

それと次に、昨日も稲葉議員からも発言がありました6次産業についてですが、その中の加工分野についてですが、これまで毎度のようにそれこそ質問があり、そしてそれに対する答弁をいただけてきました。いろんな議員からであります。でも、産業と言えらる分野まで発展しているというか、そういうものが見当たらないような、まだそういうふうな感じがしているわけです。成長してきたものはそんなになんないというふうに認識しております。ここは、ストレートに経済部長のほうから、どうしてこういう状況になっているのか、ひとつ聞かせていただきたいというふうに思います。

次、販売について伺います。県外に出かけて行っていろんなイベントに参加してまいりました、当市でも。ただ、イベントのとき、物販やら観光についてもそうなんですけれども、行ったとき大変好評を得て、持っていったものが消費者に喜んで買ってもらったと、ただそれだけ喜んでいては次につながっていない、そこら辺なんです。ですから、消費に次々とつながっていくようなことをこれからやっていかないと拡大につながらないわけですし、その辺について反省すべきものがあるんじゃないのかなというふうに思います。そして、そこに求められるのは、イベントをやればいいじゃなくて、やっぱり最終的には人と人とのつながりが長く物販でも観光の拡大にでもつながっていくというふうに思うわけですので、どうかひとつ成果のある販売につながる手だてを再構築していただきたいなというふうに思いますので、その辺についても経済部のほうからお願いしたいと思います。

そして、あわせてそういうことをやっていくためには、やっぱりそこに予算、経費が必要とされるわけでありますので、その辺について財政部のほうで産業の振興ということが大きな課題でもありますし、当市の財政を豊かにするというか、それにつながっていくわけですので、後押しが必要なわけです。そして、また物販、観光に関しても、たった一年きりで成果があらわれてくるものでもありません。ですから、少し長い期間をかけて財政のほうでも後押しするという政策について、ひとつお伺いしたいなというふうに思います。

次に、産業の振興策の一つとして、この観光についても皆さんそれぞれ質問してきましたし、私も前の前あたりにも質問させていただきましたけれども、なかなかその結果

が見えてこないのです、昨日松野議員もいろいろ10年前に発言したことがまだ現実のものになっていないと、ただ教育委員会のほうでは少しばかり形になっているものがあるというようなこともありましたけれども、なかなか形が見えてこないのです。申し上げるのですが、今円安になって、それが追い風となって外国人の観光客がいっぱい来ています。私どももこの間会派の研修で首都圏を通って行ってまいりました。首都圏はもちろん、観光地でも、ホテルに泊まると外国人が半数以上、そして東南アジア系と見られる方たちの観光客が非常に目につくわけです。そんなことで、国のほうでも目標にしていた1,000万人の観光客、訪日観光客、これを突破しそうだというようなことを報道されました。政府は、2020年には2,000万人を目標に掲げていると。そして、観光政策に詳しい日本総研では、日本の観光資源の潜在力からすると年間3,000万人ぐらいの訪日外国人がいてもおかしくないと言っているわけでございます。そして、この当市でありますけれども、観光資源は実にあるわけです。そして、その中でも我々が普段、心を動かすことの少ない農村の多面的機能も観光の一つと捉える人も首都圏のほうにはいっぱいいらっしゃるわけです。そういうことも含めて、これからの取り組み方について、経済部のほうからひとつ御答弁をいただきたいなというふうに思います。

それぞれ担当する職員の人たちも一生懸命やっています。観光協会も一生懸命やっています。ただ、市民から直接聞かされる声は、観光客が来ているのかと、少ないということが時々耳に入ってくるわけです。だから、なかなか実感していないのが現状であろうというふうに思います。ですから、先ほど物販のところでも申し上げましたように立佞武多が出かけていく、はやしの方たちが出かけていく、そしてイベントを盛り上げると。ただ、そのイベントのときだけ盛り上がっていても誘客にどれぐらいつながってきたのか、その誘客数。ここ直近の数字で結構ですので、わかっておりましたらお知らせをいただきたいと。

以上をもって2回目の質問といたします。

○三潟春樹議長 質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

市長。

○平山誠敏市長 ただいま福士議員から有識者会議ですか、開催してはどうかという御提言ございましたが、確かに五十数年、60年近く続いておりました減反政策の見直しが始まるということですので、当市には転作集団連絡協議会と、農協、そしてまた農業委員会、さまざまございますので、これからの農業の方向性、水田耕作だけでいいのかと、どういう形で持っていけばいいのか、早急に検討する必要があるかと思っておりますので、新年度早々にでもそういう組織を立ち上げていきたいというふうに思っております。

す。

以上でございます。

○三潟春樹議長 副市長。

○三上裕行副市長 頑張る地方応援プログラム、これによりまして地方交付税として割り増し算入された額が先ほど財政部長から答弁ありまして、当市で取り組んだ、市長を初めとする職員の給与カット、これに対する分として先ほど数字が挙げられました。18年度の赤字を契機に率先して行財政改革に取り組んだわけで、その一端として市長を初めとする職員の給与カット、そして議員の皆様のおかげをもちましてどうにか黒字化したわけですが、この給与カットに関しましては当初職員の皆様と3年間の約束でございました。おかげさまで2年たった段階でほぼ黒字化のめどがついたということで、3年の約束を2年半で終わることができました。これも職員の方々の理解度をあらわしたものでありまして、その辺の結果を受けまして、市長が職員あるいは労働組合との交渉の中で、その辺の貢献を、思いを職員のほうに伝えたものと思います。特別頑張った部署への配分ではありませんけれども、職員全体、そして頑張ってくれました皆さんに対する思いということを述べさせていただきました。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 福士議員の職員の努力に対する継続的な財政支援というお話でございました。地方交付税制度は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方団体が一定の水準を維持し得るよう財源を保障する見地から、国税として国がかかわって徴収し、一定の割合の一定の合理的な基準によって再配分する仕組みでございますので、この一定の合理的な基準に、仮に農業産出額等が活用されたことにより加わった基準財政額をそのまま産業担当課のほうへ予算配分を厚くするという形は無理なことだと考えております。

当市の予算編成は、事業別査定方式を実施してございます。事業別、個別査定方式は、他の団体でやっています政策、施策、部門別枠配分方式に比して予算査定部門の意向が強く反映される仕組みと言われてございます。そのことから、当市は職員または各課がより市民の皆様に応えた政策が提案できるように新規事務事業評価制度と、それから職員提案制度を創設してございます。新規事務事業評価制度は、各課から第1次評価調書をもとに企画財政部門が第2次評価をしまして、そして最終的には行革推進本部が決定する仕組みでございます。さらには、個々の職員がみずから携わる業務にかかわらず、横断的な施策を提案できる職員提案制度もございます。各課並びに職員が市民の皆様に対して、よりよい効果がある施策を打ち出せるシステムがございますので、これらの制

度がより活性化できるように、今後とも福士議員のほうから引き続きの職員並びに各課のほうに御指導、御鞭撻をいただければ幸いです。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 まず最初に、企業誘致についてお答えいたします。

当市の企業誘致の取り組みについてであります。市町村合併以降、県の企業誘致推進協議会が主催する首都圏での産業立地フェアに参加し、本市及び漆川工業団地のPR活動を展開しているほか、平成23年度には一般財団法人日本立地センターへ委託しまして、県外企業を対象に新規の立地計画に関するアンケート調査を実施いたしました。また、県産業立地推進課とともに既立地企業、既立地誘致企業に対して年間2回程度企業訪問を行い、企業の設備投資の意向の確認とか行政への意見の把握に努めるなど、県を含む関係機関との連携を図りながら企業誘致に取り組んできたところであります。

なお、つい先般12月6日にも岐阜に本社のある鳥羽工産、偕行産業を訪問いたしまして、社長さんといろいろお話しさせていただきました。企業の社長さんから直接市に対する御意見とか要望とか聞かせていただいて大変有意義な企業訪問であったと思っております。これからも積極的に企業訪問、企業誘致に関して取り組んでいかなければならないなと意識を新しくしたところであります。

次に、産業の確立ということで、6次産業に関してのお話もございました。現在本市では、産学官による6次産業化モデルの構築を目指した協議会を平成24年度に立ち上げまして、さまざまな可能性について検討を行っております。来年度がこの協議会の最終年度になるわけですけれども、この協議会からの提言等を参考にしながら関係機関と連携を図って、本市独自の新たな取り組みを展開してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、販売戦略であります。物産の販売戦略につきましては、千葉県船橋市での青森県津軽観光物産首都圏フェアの開催や大阪市、宮崎市、そして名古屋市等々でのトップセールスを展開して本市物産の販売促進に努めているところであります。また、福岡及び大阪の県外アンテナショップを対象に物産販売戦略調査を実施いたしまして、必要とされる商品の要素、それから販売の実態を把握してまいりました。議員御指摘のとおり、やはり人とのつながりというのが大きな要素になります。今まで培ってきたつながりを大事にしながら、今後は各事業者に対してその販売機会を提供することによって販売意欲の向上を図るとともに、五所川原地域ブランド商品の品質の向上、充実を目指してまいりたいと考えております。

次に、観光に関する御質問であります。本市には、立佞武多とか斜陽館とか津軽三味

線等々たくさん観光資源があるわけですが、それ以外にもこの地域性、五所川原市独自の、農業とも絡みますけれども、農村地域としてのよさ、観光に結びつくよさというものもたくさん持っていると考えております。これからこのよさというものを前面に押し出しながら、当市独自の観光戦略というものを確立していかなければいけないだろうと考えております。

それから、観光に関しての誘客数の御質問がございました。これは、市全体の観光入り込み数ということではなかなか把握しておりませんので、過去5年間の立佞武多の館、そして花火大会も含めた観光入り込み数に関して参考までにお答え申し上げます。平成21年度、花火大会に関して申し上げます。平成21年度は33万人、22年度が33万5,000人、23年度が28万人、24年度が28万人、25年度が30万人という入り込み数であります。立佞武多の館に関しましては、同じく平成21年度が140万人、22年度が147万人、23年度が146万人、24年度が133万人、25年度が127万人という入り込み数になっております。最近若干入り込み数、観光客数が減っておりますが、これはまだまだ東日本大震災の影響が残っているのかなというふうに分析をしております。

以上です。

○三潟春樹議長 19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 るる御丁寧な御答弁ありがとうございました。3回目の質問をさせていただきます。

まず、その前に今副市長のほうからお答えがありました。職員の皆さん方が2年半にわたって、約3年にわたって給与カットに労組の方たちも理解を示して、この当市の赤字脱却にいろいろと心を砕き、協力してくださったという、その多くの職員の皆さん方に敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、企業の誘致やら物販やら観光やら、そのほかにもそうですけれども、これからももっともっと積極的に、そして継続して事に当たっていただくということが一番かと思しますので、ひとつその辺再度御理解をいただきたいなというふうに思います。

そして、また2回目の答弁の冒頭、市長のほうから有識者会議の設置を目指していきたいという御答弁、何とかひとつ形あるものにしていただきたいなというふうに思います。そして、今回の米の減反が5年後には廃止というようなことで、大規模農家もまたいろいろ、民主党政権下の農業政策が今後も続くものだというふうな思いを持って大型の機械を導入している人もあるわけです。ここに来てがらっと制度が転換するというところで、どうしよう、こうしようというような思いを持っている農家、そしてまた小さいながらもこつこつと田んぼを耕して稲作を続けてきた小規模農家の人たちも、これまた

今後どうすればいいのかというようなこと、小さい農家はなかなか間に合っていないわけです。5年後には補助金がゼロになるというようなことでありますので。ですから、それぞれ農家の人たちをどういう形で、生活できる施策を今まさに考えなきゃいけないときでありますので、どうかひとつ現場に近い方たちの声も聞きながら、有識者ばかりでなくていろんな分野の方たちの、これは消費者の方の理解も得なければいけません。広範囲にわたっての人材をそこの会議の中に入れていただいて実効ある会議にさせていただきたいなということを要望いたします。

加工品の分野で、先ほど部長のほうから余り、私2回目の質問でストレートに、なかなかこれといったものが見えてこないということで、何が原因なのかということを知りたいなと思ったんですが、当市でつくね芋やら赤〜いりんごやらということで力を注いでまいりました。赤〜いりんごもすったもんだしているうちに、弘前のほうでまた違った赤いりんご、そしてまたつくば市のほうでルビースイートとふじをかけ合わせてりんごの芯まで赤い、大きさが450グラムという、そういうりんごを開発したということが全国紙でも報道されました。大きさが450グラムですから、段ボールの箱に11個ぐらいしか並ばないんです。そんな大きさのりんごなんです。ですから、これに向かっていくということになったときも果敢に、間髪を入れず突き進んでいくこともこれは必要かと思っておりますので、どうか今後の施策についてでも、その辺も理解しながらひとつ対応していただきたいなというふうに思います。

観光の分野になりますけども、秋田県のある市では旅行会社に、修学旅行と言うんですが、今は教育旅行と言うんですか、小中学校、高校生の旅行、何か教育旅行ということを知りました。元の修学旅行なんでしょうけれども、生徒が1人来るとに2,000円から3,000円、旅行社に差上げると。だから、100人来る学校があれば30万円を提供すると、それほど一生懸命になっているわけです。市のほうで一生懸命やっているわけです。そして、市に学生たちが来ていろんな買い物をしたり、ホテルに泊まったりということでのメリットがあるからこそ、そういうことをやり始めているところもあるわけです。ですから、やっぱりここは今度財政です。今すぐにそういうことをやれというのではなくて、やっぱり財政からの支援、これも大事です。

そして、またいま一つ大事なものは、先ほどから話になっています、こっちからも申し上げました、答弁の中でもありました、人であります。私ごとになりますけども、過去にテレビの撮影で、10年ほど前ですけども、次々と来てくださった、それにかかわった経緯があります。そのときに担当課長に、いろいろ来ることになったけども、どうなのかと言ったら、いや、ぜひということで、ほかの市町村では、その当時ですよ、600万

円、700万円積んででも来てもらいたいというような状況であったと。けれども、課長と話しして、当市ではお金はそんなに潤沢ではないのだから、とにかく精いっぱいのおもてなしをすると。滝川クリステルではありませんけれども、おもてなしをして、そしてやれる分はやって、そして対応しようということで、次々と来ていただきました。ですから、金だけでない。五、六十人来たスタッフに豚汁とおにぎりでご飯を我慢していただきました。そういう状況でも、やっぱり心でもって対応すれば、金だけでなく可能性がいっぱい開けてくるわけですので、どうかひとつその辺も理解をしながら今後の対応をしていただきたいなというふうに思います。

何回も何回もフィルムコミッションの話もしましたが、形になっておりません。弘前、青森、隣のつがる市でももう既にやって、人が足りないときにはお互いに連携をとりながら、スタッフを借りたり貸してあげたりして映画づくりに向かっていっていると、そういうことも報道されております。そして、ただイベントを開いてパンフレットを配布するでは、ほんの一部にしか写真で、その消費地の人は理解できません。大きな画面でもって見てもらうと、その広大な風景やら、そしてまたいろんなよさというものを実感できるわけですので、どうか今後ともその辺も認識しながら、ここの産業の振興のために御尽力いただくことをお願い申し上げて3回目の質問といたします。3回目の答弁、結構でございます。

○三潟春樹議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、25番、平山秀直議員の質問を許可いたします。

○25番 平山秀直議員 一登壇一

おはようございます。至誠公明会の平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目は、過疎対策についてであります。我が五所川原の過疎地域は、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食糧、水、エネルギーの供給、国土、自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしてまいりました。過疎地域が果たしている、このような多面的な公益的機能は国民固有の財産であり、それは過疎地域に住む住民によって支えられてきたのでございます。

少子高齢化が急速に進んでいる今日、過疎地域では多くの集落が消滅の危機に瀕するなど極めて深刻な状況に直面しております。しかし、過疎地域が安心、安全に暮らせる地域として健全に維持されていくことが多面的、公益的機能の維持と、ひいては都市をも含めて国民全体の生活の向上につながることを認識し、引き続き過疎地域に対して総

合的かつ積極的な支援を行い、国民の暮らしを、住民の暮らしを支えていく政策を確立、推進することがこれからも重要であると考えます。

そこで、第1点は地方交付税を充実させていただき、過疎地域の財政基盤を強化するとともに過疎対策事業債の必要額を確保し、道路、橋梁の維持補修などに過疎対策事業債を適用する対象事業の拡大を図ることが大変重要と考えますが、この点当市ではどのように取り組んでこられたか、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、第2点は医療や雇用の確保、交通や教育環境の整備などを公益的な事業による対応を含めて積極的に推進し、住民が安心、安全に暮らせるための生活基盤を確立することが必要と考えますが、この点どう取り組んでこられたか、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、第3点は過疎地域においても高度情報通信など社会の恩恵を享受できるよう高度情報通信基盤の整備を図ることが必要と考えます。この点どう取り組んでこられたか、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

続いて、第4点は地域資源を活用した観光及び地場産業の振興と、過疎地域の環境と特性を生かした産業振興を支援し、新たな雇用を創出することが必要と考えます。この点どう取り組んでこられたか、また今後の取り組みについてお伺いいたします。

続いて、通告の第2点目、少子化対策について、その中で婚活支援による少子化対策についてお伺いいたします。我が市では、ライフスタイルや意識の変化などを背景に結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しております。あわせて母親の平均出産時年齢も第1子、第2子、第3子ともに上昇傾向にあります。諸外国と比較して、我が国は晩婚化に伴って晩産化も進行しているようであり、少子高齢化が急速に進展する中で、未婚率の上昇が少子化の背景にあるとかねてより指摘されておりました。2013年版厚生労働白書では、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人は9割近くに上っていることから、若者の結婚願望は決して低いわけではないと分析しております。

一方で、異性の友達も交際相手もいないと答えた人が未婚男性の約6割、未婚女性の約5割に上ったことを踏まえて、結婚相手の候補となり得る交際相手がいる若者は限定的と指摘しております。また、本人の努力や気持ちの変化にのみ期待するばかりではなく、周囲のさまざまな支援によって結婚に至るケースもあると言及しております。あわせて自治体版婚活支援の取り組みについても取り上げておりました。

そこで、第1点は婚活支援を少子化対策の効果的な取り組みの一つとして位置づけて、地域事情に応じた支援策を検討、推進することはできないかお伺いいたします。婚活支援に先進的に取り組んでいる自治体の事例もたくさんありますので、そうした情報を参

考にさせていただいて取り組む考えはないか伺いたします。

なお、内閣府は、平成26年度予算概算要求に地域少子化危機突破支援プログラム推進事業経費として約2億円を計上しております。地域の実情に応じた少子化対策を進めるため、自治体が主体となって立案するプランを全国から公募し、その中からモデル的な取り組みを選定して内閣府が主体となって実施するようでありますので、その点も検討していただければと思います。

次に、通告の第3点目、高齢者対策について、その中で介護保険制度における新たな地域支援事業の導入について伺いたします。現在国において、第6期介護保険事業計画を視野に、これまで個別給付として実施してきた介護予防給付について、市が実施している地域支援事業に段階的に移行させ、新しい地域支援事業として包括的に実施する方向で検討が進められております。介護予防給付やこれまでの地域支援事業については、介護予防を進めるため、市の現場で要支援者などに対する取り組みが進められ、介護サービス給付のうち3割程度は要支援者であり、また介護予防給付も4,000億円を超える額となっており、介護予防に大きな役割を果たすようになっております。また、介護予防給付を担う事業所も地域の中で育ってきており、大きな力となっております。こうした状況の中で、急速な制度変更は現場の事業者や市に大きな混乱を生ずることになります。そこで、以下の項目について十分配慮の上、段階的な取り組みが図られることとなっておられるか伺いたします。

第1点は、新たな地域支援事業の導入に当たっては、市の介護予防事業の機能強化の観点から、市の現場で適切に事業を実施できるように手引書の作成や先進的な事例の周知、説明会や研修会を通じて丁寧な説明の実施を行う予定が今後あるか。

第2点は、介護給付とあわせて事業実施を行っている事業者などに対して、円滑な事業移行ができるよう適切な取り組みを行う予定があるか。

第3点は、これまでの地域支援事業については事業費の上限が設定されておりますが、新たな地域支援事業への移行に伴って上限設定について適切に見直すこと、また事業の詳細については市の裁量で自由に組みめるようになっておられるか伺いたします。

第4点は、新たな地域支援事業の実施に当たっては、住民主体の地域づくりなど基盤整備が重要であり、こうした市における環境整備にあわせて適切な移行期間が設けられることになっているか伺いたします。

次に、通告の第4点目、地域資源の赤～いりんごについて伺いたします。第1点は、赤～いりんご御所川原と弘前大学の開発した紅の夢について伺いたします。赤

～いりんご御所川原は、世界で唯一、青森県五所川原市だけでつくられている、皮はもちろん果実まで真っ赤なりんごです。さらには、花、葉、枝までもが赤い、それが五所川原特産の赤～いりんごである。当市の亡き前田顯三氏が長い年月をかけて品種改良を重ね、まさに地域で育成され誕生した世界でも珍しいりんごであります。地域の人たちの協力を得て完成した赤～いりんごは、1996年に品種名、御所川原として登録され、名実ともに世界でここだけにしかないりんごになりました。そんな赤～いりんごを使っての商品開発は着々と進み、赤～いりんご応援隊から発展した赤～いりんご株式会社による赤～いりんごドレッシングが発売されたり、立佞武多の館や金木観光物産館マディニーなど市内の幾つかの店舗で購入できるようになっております。

一方、弘前大学藤崎農場では、1981年からりんごの育種プロジェクトを進めており、2010年に果実まで赤いりんご第1号として紅の夢を品種登録したとあります。これまでも赤い果実のりんごはありましたが、現在普及段階にあるものは弘前大学の紅の夢だけですとホームページにPRしております。また、先だつての「モーニングバード」、11月7日の8時から9時55分のテレビ朝日でも紅の夢を紹介し、紅の夢をスタジオで試食させ、苗木の販売が開始されたため、市場に出回るのは5年後となると報道されました。この点、当市ではどのように受けとめておられるかお伺いいたします。

以上、大きく4項目についてお伺いいたします。市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、壇上より1回目の質問を終わります。

○三潟春樹議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 平山秀直議員にお答えいたします。

議員御案内のとおり、過疎対策事業債の特徴は大きく2つございます。1つは、対象事業である限り原則として充当率が100%であること、もう一つはその元利償還金の70%が普通交付税により措置されることであります。すなわち事業実施年度の一般財源の負担がなく、かつその返済を通じて3割の負担で10割の仕事を実施することができるわけでございます。

このように過疎対策事業債は大変有利なものですが、とりわけ効果の大きかったものが、つがる西北五広域連合が実施した中核病院建設を含む地域医療機能再編成事業であります。平成20年当時、小職は従前どおりの財源構成では病院建設事業が頓挫しかねないという懸念から、総務省に対し、過疎法が延長されることを前提として2つの要望をいたしました。1つは、病院建設事業に過疎対策事業債を活用できるようにすること、もう一つは償還年数をそれまでの12年から病院事業債と同様の30年に延長することであ

ります。これらの要望がいずれも総務省に採用され、平成25年度までに再編ネットワーク化を終える団体のみが活用できるようになったのは御存じのとおりでございます。今振り返りますと、このことによって交付税措置の比率は22.5%から51.8%まで高めることができ、ようやく病院建設事業にめどが立ったと申し上げても過言ではございません。

このほかにも同時期の過疎法改正により創設された、いわゆる過疎ソフト事業にも過疎対策事業債が活用できることとなり、本市では地域医療の確保対策に活用するなど、同事業債の活用によって各種施策を充実させることが可能となっております。このように過疎対策事業債がもたらす財政的メリットは非常に大きいものがあり、財政赤字からの脱却や実質公債費比率の抑制が比較的短期間に達成することができたのも同事業債の効果によるところが大であると認識しているところであります。

今後は、事業の厳選化を図りながら過疎対策事業債を活用させていただくとともに、現在の同事業債の対象にならない一般廃棄物処理事業などの行政分野についての活用について、全国市長会、全国過疎地域自立促進連盟と連携を図りまして、国に対し積極的かつ適切な措置を講じるよう要望してまいりますので、議員におかれましても御協力のほどお願い申し上げます。

過疎対策の個別事業につきましては、関係部署から答弁申し上げます。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 過疎対策債の今後の見通しについてお答えいたします。

過疎対策事業債を活用するためには、過疎地域促進計画の作成が必要となります。本市も事業期間を平成22年度から平成27年度とする五所川原市過疎地域自立促進計画を平成22年第5回定例会で議決をいただいているところであります。過疎法については、東日本大震災の発生による過疎対策事業の遅延が想定されることから、各地域からの法の期限延長を求める強い要望により、議員立法により平成24年第180回国会に提出され、有効期限を平成33年3月31日まで5年間の延長が図られたところでございます。

また、今年度全国市長会、全国過疎地域自立促進連盟を通して、道路、橋梁等の公共施設の維持補修に要する経費、廃校舎等の公共施設の解体撤去や火葬場、一般廃棄物処理施設等への対象事業の拡大等を要望しているところでございます。国において、これらの要望事項に対する結果が出次第、新たな活用事業を加えた平成32年度までの過疎対策事業債を活用する新たな五所川原市過疎地域自立促進計画を議会へ提出させていただくこととなりますので、よろしくようお願い申し上げます。

それから、少子化対策の婚活支援に対してお答えいたします。少子化の要因の一つに未婚化、晩婚化が挙げられ、近年の若者の意識調査では結婚しない理由として、適する

相手にめぐり会えないことを挙げる方が多くなっています。市では、安心して子供を産み育てる環境づくりのため、子宝祝金や子育てひろばの開設などの支援に取り組んでまいりました。また、今年8月に五所川原商工会議所青年部による婚活イベント、五一G〇ーまっちこんが実施され、一定の成果があったことから、市としてはこのような活動に対し、地域振興基金の運用益を活用している市民提案型事業等により引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

また、県の委託事業により平成23年にオープンしたあおもり出会いサポートセンターにおいて、出会いの場となるイベントや婚活セミナーが行われておりますので、その周知も引き続き市民の方々の参加を促してまいります。

婚活支援は、当市の喫緊の課題である人口減少、定住化対策につながる施策の一つですが、市町村が単独事業で実施するにはおのずと限界があります。国の来年度予算、議員のお話にもありましたけども、概算要求の中に地域の実情に応じた少子化対策を進めるため、各都道府県に基金の創設を求める動きがあることから、この基金活用を視野に入れた婚活支援策のさらなる充実を検討してまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 過疎対策における道路、橋梁等交通網の整備についてお答えいたします。

道路、橋梁等の整備を図ることにより過疎地域の交通、通信連絡を確保し、情報化を図ることで住民の生活の安定と福祉の向上が図られるものと考えております。これまで道路、橋梁等交通網の整備に充当できる補助金、交付金、過疎債を活用し整備を行ってきたところであり、今年度は過疎債の活用で前田野目地区の前田野目線舗装工事、市浦地区の相内太田鏡線舗装工事、唐笠柳地区の唐笠柳線拡幅工事ほか10路線及び橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁3橋の測量設計を行っております。

また、道路、橋梁等交通網整備の今後の取り組みについてでございますが、今年度整備しております前田野目線を初めとした継続路線の整備や道路拡幅、舗装の劣化に伴う舗装打ちかえ、側溝整備、橋梁架け替え工事等の推進を図るとともに、地域の皆様方の御意見、御要望をお聞きしながら地域整備を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 高度情報通信基盤の整備について、これまでの対策の状況について答弁いたします。

当市の現在の高度情報通信基盤の整備状況につきましては、有線によるADSL等の

ブロードバンドエリアの世帯カバー率は100%、また光回線等による超高速ブロードバンドエリアの世帯カバー率は市浦地区を除いた地域となっております。さらに、携帯電話等のモバイルブロードバンドを含めた場合は、既に市浦地区の一部でもLTEと呼ばれます光回線に匹敵する次世代高速携帯通信サービスが開始されておりまして、順次エリアが拡大され、平成26年5月末までには市浦地区全域でサービスが利用できる予定であるため、実質超高速ブロードバンドエリアの世帯カバー率も平成26年5月末までには100%を達成できるものと考えております。

次に、今後の見通しですが、光回線サービスにつきましては、平成24年8月より金木地区、平成25年9月より長橋地区、梅沢地区、また11月より中川地区、飯詰地区にて順次サービスが開始されておりまして、順調にサービスエリアが拡大されている状況であります。このようなことから、近い将来、市浦地区におきましてもサービスが開始されるものと考えております。

また、モバイルブロードバンドのLTEサービスも超高速ブロードバンドサービスではありますが、月々の設定された通信料を超えた場合、翌月まで通信速度が制限されてしまうというデメリットもありますが、そのため月々安定して利用できる光回線サービス開始の早期実現に向けて、引き続き関係事業者への働きかけをしてまいりたいと考えてございます。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 地場産業の振興についてお答えいたします。

地場産業振興につきましては、過疎対策として特化した振興策を講ずるというよりも、農林水産業や観光産業を含む地域産業全体を対象に、産業別、課題別にその振興に取り組んできたところであります。これまで産業別の取り組み内容としては、農林水産業の振興として、過疎対策事業債を活用して県営十三漁港分港及び西北地区水産物供給基盤機能保全事業、そしてJAごしょつがるのりんご選果機導入について支援し、地場産業の振興に取り組んでいるものであります。

また、過疎対策事業債の活用はないものの、米づくり農家を初めとする農業経営の大規模化、法人化支援、減反制度による転作作物の生産支援、そして新規就農者の育成を中心とした事業を実施してきたところであります。

また、商業につきましても過疎対策事業債の活用はないものの、商店街のイベントを中心とした町なかのにぎわい創出に向けた取り組みに対する支援や大町二丁目地区土地区画整理事業による町なかの景観整備と町歩きの促進、そして観光物産においてはソウル市や首都圏において、立佞武多を中心に強力な情報発信に取り組んできたところであ

ります。

一方、これまでの課題別の取り組み内容としては、国の雇用創出基金事業等を活用した地域雇用対策として、赤～いりんごやシジミなど地域資源を活用した特産品の開発や着地型観光商品の開発等々に取り組んできたほか、中小企業対策として市特別保証融資制度による信用保証料の補給や小規模事業者経営改善資金に係る利子補給、さらに地域ブランドの確立に向けて、地域産業を横断して商品開発やその販路拡大に対する各種支援措置を講じております。これらの取り組みによる雇用の創出効果ではありますが、地域の雇用対策として実施した事業につきましては、そもそも当該事業が新規雇用を要件としているため、雇用の創出に関しては一定の効果が得られているものと考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 介護保険制度における地域支援事業についてお答えをいたします。

地域支援事業は平成18年度に創設され、65歳以上の方が要介護、要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う事業でありまして、介護保険法の規定により介護給付費の見込みの3%の額を上限に市に実施が義務づけられ、平成24年度決算においては約1億4,800万円を支出しております。

地域支援事業には、介護予防教室や講演会を開催し、介護予防サービスを統一的な体系のもとで効果的に提供する介護予防事業、そして地域包括支援センターを窓口として、地域の高齢者の実態把握を行い、適切なサービスにつなげる包括的支援事業、また高齢者の見守りや成年後見制度への助成を行う任意事業がございまして、関係機関とネットワークを構築し、連携を図りながら実施しておるところでございます。市では、本年5月から生き生きセンターを活用して、元気な高齢者が集うごしょがわら元気クラブを開催しておりまして、今後も各地域において介護予防対策に取り組んでまいります。

次に、今後の取り組みについてでございますが、新しい地域支援事業の導入につきましては、現在国の社会保障審議会介護保険部会において、平成27年度から実施予定の次期介護保険制度改正に向けて審議がされております。現行の介護予防給付は、サービスの種類や内容、運営基準、単価を国が一律に定めておりますが、厚生労働省の見直し案では要介護者に対する介護給付、要支援者に対する予防給付及び地域支援事業の3つの枠組みを再編成しまして、介護給付と新しい地域支援事業の2つの枠組みに整理することとなっております。

要支援者は、見守り、配食、買い物など生活支援のニーズが高いことから、多様な二

ーズに対応するため、全国画一のサービスから市町村が地域の実情に応じ、効率的にサービスを提供できる内容となっており、介護保険制度の枠組みで実施されます。市では、五所川原市高齢社会対策検討委員会において検討し、平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画に施策を盛り込みまして実施したいと考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 赤～いりんごについてお答えいたします。

議員からお話のあったとおり、弘前大学が開発した果肉まで赤いりんご、紅の夢について、先般テレビや新聞等で報道されたのは記憶に新しいところであります。弘前大学のホームページやマスコミの報道内容には、果肉まで赤いりんご第1号であるとか、普及段階にあるのは紅の夢だけなど、紅の夢が日本初の果肉の赤いりんごであると誤解を招くような紹介や記述が見受けられました。しかしながら、当市の赤～いりんご御所川原は平成8年の品種登録、紅の夢は平成22年の品種登録でありまして、果肉まで赤いりんごでは当市が弘前大学より14年先行して育成、登録をしております、日本で第1号の品種登録であると思っております。

また、果肉の赤いりんごはこの2品種のみということではなく、国内では黒石市や長野県など、また先ほど福士議員からもお話のありました岩手県、つい最近ですが、岩手県でも品種登録されておりました、国外も含めると相当数の品種があるというのが実態であります。

なお、御所川原と紅の夢の特徴としまして、御所川原は樹皮、葉、花弁まで赤く、果実は熟する前から既に赤いこと、一方、紅の夢は果実が熟するにつれて白い果肉が皮の部分から赤みを帯びてくるということが挙げられます。

また、御所川原は加工用が主であるのに対して、紅の夢は生食ができるように開発されたものであるということが言えると思います。あくまでも御所川原と紅の夢は別物でありまして、今後とも当市の御所川原の利点を生かした普及、振興に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○三潟春樹議長 25番、平山秀直議員。

○25番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、通告の過疎対策についてでございますが、質問した項目についてそれぞれ細かく御答弁をいただきました。そうした中で、市長のほうから過疎対策の事業債を使ってこの中核病院を建てているんだということ、そしてまたほかの過疎事業債を使って道路、

橋梁、そしてまた高度情報通信網についてもきちんと過疎地域の対策を図っているという御答弁をいただきました。

それで、まず1点ですけれども、この高度情報通信網についてはADSLやらLTE、こうした情報通信網、きちんと対策を講じていて、光も、市浦は今は除かれているけども、近い将来というふうにしておっしゃっていますけれども、きちんと通るようになってくるということをおっしゃっていましたけれども、ここの地域、インターネットでホームページを見たりなんかするのは、すぐ今でもできるかと思うんですけれども、動画ですね、動画というのは結構きちんと光ファイバー、きちんとさせていないとコマ送りのような状態になるんです。皆さん、そういうふうな経験あるんじゃないかなと思いますけれども、ユーチューブ等で動画を配信したりなんかされているのが全然動かないような状態になったりとかというのがあるんですが、この点は果たして市浦の地域はどうか、心配しております。最近光ファイバーが入ったというふうな地域でも、きちんとまだ動画に関しては整備されていないというようなことを聞いておりましたので、この点きちんと確認していただきながら整備を、同じ市民として同じ情報を共有できるようにしていただきたいなというふうにして思いまして。

もう一つは、過疎対策について、地場産業の育成についてお伺いいたします。経済部長のほうからさまざま十三湖の港の整備やら、それからりんごの選果機を買うのに過疎債を使っているというふうな、私が経済部長のほうに前もってお話ししておきましたけれども、この過疎対策事業債、過疎対策というので私が一番聞きたいのは、やはりこの五所川原でなければならぬ、五所川原でないとできていない、こうしたものをせめて青森県一とか日本一と言われるようなものをきちんとつくって、そしてそれによって農家の人たちの経済的な所得が満足できるように、そして若い人たちももう一回農業に戻って、過疎というのは若い人たちがどんどん出ていくから過疎状態になっていくわけであって、若い人たちがどんどん戻ってくる、働いてみたいと言えるような五所川原の地域にしなきゃいけないと、これが根本だと思うんです。そのための地場産業の育成を図るために、過疎対策としてどういうようなことをしてこられたのか、ここが一番聞きたいわけですし、経済部長にいろいろと産業の育成のために過疎債を使ってやってこられた、十分あれもやった、これもやった、いっぱいやっております。過疎事業債を使って、今いろいろと並べてくださいましたけれども、五所川原が青森県一、日本一として自慢できる、自負できるようなことをきちんと産業として育成していくものでないんですかと、そしてそれを支援していくことってできないんですかと、ここを一番私聞きたいわけなんです。

一つの例を挙げますと、これもつい最近の報道で、長野県の川上村という村、約2,500人から3,000人ぐらいの村です。この村でレタス日本一、これが報道されました。その当時の村長さんのすばらしい指導力があったんだと思うんです。レタスです。これで農家の所得が2,500万円の収入を得ているという報道がされたときには、私はびっくりしました。五所川原もレタスとは言いませんけども、何かそういうものが、青森県一のものがあるんじゃないですか、経済部長。ここをまた一つの核にしながら育てていってもらえる対策ってできないものかなと、この過疎対策についてお伺いしたいと思います。

続いて、第2点ですけど、婚活支援による少子化対策、商工会議所のほうで今年の8月、婚活のプロジェクトをやっているとか、青森県の出会いのサポートセンターでいろいろとやっている、市単独でなかなかできないという、確かにそうだと思います。五所川原もやっぱりこの婚活のことを何となく恥ずかしいとか照れくさいとか、そういうことでなくて、少子化対策の一つとして全国で、これも内閣府ですけども、20の県、市町村で事例が列挙されておりました。長野県のほうでもございましたし、近くは岩手県のほうでもこういうのも事例として挙がっておりました。真剣に少子化の対策について、婚活支援を行政のほうとしてもやっていくために政府のほうも本腰を上げているわけです。ですから、ここをきちっと認識していただいて、こういう事業に取り組む方向で、県とタイアップしながらでもいいですので、取り組んでいただければと思いますので、もう一度今後のことについてお伺いしたいと思います。

それから、最後に赤～いりんごの御所川原についてですけれども、私も「モーニングバード」の報道を見たときにはびっくりしまして、私は五所川原だけしか赤いりんごはないものと信じ切っておりましたんで、ほかにあるなんていうのは知りもしませんでしたし、知識不足でした。ただ、今経済部長がおっしゃったように赤～いりんご御所川原と藤崎の紅の夢は全然違うもんだなと、御所川原のほうは何でもみんな赤いんだと、枝から葉っぱから実からみんな赤いんだと、そこを一つの売りとして販売していきたいと、PRしていきたいと、大いにやっていただきたいなと思います。

藤崎のほうは、生食ができると言っていましたけども、五所川原でも何か近いうちに生食のりんご、赤～いりんごが品種登録されるとかというふうなこともあるようですので、この点もお尋ねしながら、要はこれ中国でやっているようなことをほかのところでもやっているようなものでして、五所川原もこういう、負けてはられないわけです。要は、販売に力を入れていかなきゃいけない、これからの販売戦略のことについてもっと積極的に取り組んでいかなきゃいけない、こういうふうな認識をしているわけなんですけども、この点の販売戦略のことについてお伺いしたいなと。

以上をもって2回目の質問を終わります。

○三潟春樹議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 高度情報通信基盤についてお答えいたします。

市内の均衡ある発展と市民生活の利便性の向上、地域経済の活性化を図るためにも難視聴対策を含めました地域の情報通信基盤の整備促進を民間事業者等にこれからも働きかけをしていきたいと考えております。

○三潟春樹議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 地場産業の確立ということで、これはなかなか一朝一夕にはいかない話ではありますけれども、当市の基幹産業である農業に関して申し上げますと、当市の農業、米、りんごが主流という形になりますが、先ほど議員から御質問のあった五所川原でも青森県一、日本一のものがあるんじゃないかというお話がございました。日本一の農産物に関しては、これは農産物じゃなくて水産物としてのシジミは日本一だというふうに自負しております。じゃ、農産物に関して日本一があるのかと。なかなか日本一の品目、思いつかないんですが、ただ青森県一に関してはトマトの生産量が、現在当市が青森県1位となっております。やはり地元五所川原に誇りを持って、地元の若い人たちが地元に着定できるような地場産業の育成ということを当然これから目指してまいりますけれども、何が当市独自の魅力ある地場産業としての可能性があるのかということこれから整理、検証しながらその確立を目指し、また地域の雇用の創出にもつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから次に、赤～いりんごに関しての今後の対策ということでもありますけれども、先ほどは御所川原と紅の夢のお話を申し上げましたけれども、実は平成8年に種苗登録した御所川原については来年、平成26年の6月にこの登録期間が終了いたします。それに伴って、実は当市の赤～いりんごの第2弾として、渋みと酸味を抑えた生食可能な新品種、栄紅について現在品種登録を進めている状況でございます。

今後の販売戦略、この新品種の栄紅、それから今までの御所川原も含めてですけれども、いかに販売戦略というものを構築して、栄紅が出てくる3ないし4年後の生産、そして販売に向けて、そのブランド化を図りつつ、農家所得の向上につなげていければなというふうにして考えております。

以上です。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 婚活支援について再度お答えいたします。

今年の8月31日に開催されました五所川原商工会議所青年部主催の五-GO-まっち

こんが8月31日に開催されております。市内の複数の飲食店を食べ歩きしながら散策し、コミュニケーションの場の提供、出会いの場を創出することで若者の地域定着や地域経済の活性化を目的として実施されたわけでございますけれども、市内外から3人1組の20歳以上の男女が55組、計330人参加されてございます。非常に盛況であったわけでございます。これらの事業、やはり婚活支援の関係、行政が100%主体でやるよりは、こういう自主的な団体で開かれた婚活支援の関係は、どうしても参加される方たち、敷居の高さが違うようで、こういう非常に大きい効果が出ているのではないかと考えておりますので、商工会議所の青年部についても、来年度についても継続実施したいという意向が示されておりますので、こういう事業を、継続的な支援を検討してまいりたいと考えております。

それから、国のほうの関係では、来年度予算の中で、内閣府で地域少子化危機突破プラン、そういう形の計画を予定しておりまして、昨日の新聞であれば政府内でコンパに税金を出すのはいかなものかという異論も出ているということで、この議論の関係がなかなか予算化、なかなかこれ思うようにならないというふうな状況にもございますので、これらの婚活支援の関係、市のほうでも継続的に長く支援していくためには、こういう青年会議所さんのような自主的に開催される事業を、今回の場合も地域振興基金の運用益を活用した市民提案型事業で確保して支援させていただいたわけでございますけれども、こういう独自の資金を活用して継続的な支援を高めてまいりたいと考えております。

○三潟春樹議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時44分 休憩

午後 1時04分 再開

○川浪茂浩副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、花田進議員の質問を許可いたします。1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、土地開発公社の債務放棄についてです。9月議会で土地開発公社の解散が承認され、今議会には債務放棄が提案されています。公社の解散はやむを得ないものと考えますが、提案に当たっての説明資料が余りにも不親切で、かつ解散に当たって

多額の市負担が発生するにもかかわらず、市民に対するおわびの言葉もなかったことは大変残念でありました。インターネットで調べると、これまでの経過や財政状況などを詳しく資料に公開している自治体がたくさんあります。もっと親切な説明資料を公開すべきと痛感するところでもあります。解散に伴い、清算事務を進めていることと思いますが、その進捗状況と最終的に終了する時期はいつになるのでしょうかお示してください。

公社に対する債権の放棄額は、代位弁済した8億1,900万円に対して、公社から弁済を受けた土地が5億7,800万円と少ない、この差額2億4,100万円余りです。つまり借金を肩代わりしたけど、担保物件が足りない、その分の2億円余りをまけてやるということです。

そこで確認ですが、簿価12億7,600万円余りの土地を5億7,800万円余りに評価した基準や方法をお伺いします。

次に、福祉灯油について質問します。福祉灯油とは、高齢者やひとり親世帯など低所得世帯に灯油代の一部を補助する制度です。当市でも平成19年度に実施した経緯があります。そのときには、市県民税非課税の高齢者世帯や障害者のいる世帯などに1万円の助成が行われました。現在北海道や長野県の市町村で、全国150程度の市町村がこの制度を継続、実施しているようですが、今冬は前回を上回る石油高騰と国民負担が進む中で制度復活はいよいよ切実な課題となっています。現在灯油の価格は、円安などの影響を受け、先般購入した18リットル配達価格は1,900円と高騰しており、今後も上昇する見込みとのことです。所得の低い人や高齢者に灯油代を助成するべきと考えますが、いかがでしょうか。

3番目の質問は、難聴者対策についてです。耳の不自由な人にとって日常生活での情報入手や意思疎通は、健聴者が考えるよりはるかに難しいようであります。東日本大震災では、多くの聴覚障害者がテレビの音や防災無線が聞こえないまま逃げおくれ、死亡率が全体平均の2倍に上ったと報告されています。世界保健機構、WHOの基準である聴力レベル40デシベル以上、この40デシベルとは相手の距離が1メートル以内で話が聞き取りにくい程度を言います。この40デシベル以上の人は、人口の5%、20人に1人と推定されております。これによれば、日本での中途失聴、難聴者の数は約600万人と見込まれています。また、今後の高齢化社会の進展に伴って老人性難聴者のますますの増加も予想されております。難聴者や聾啞者に対する市の政策はどんなものがあるかお知らせください。

難聴者に対するサービスを2点提案させていただきます。市関係窓口や公共施設に磁気ループの設置と耳マークの掲示を提案させていただきます。難聴者は、一般的に補聴

器で聴力を補っていますが、騒音の多い野外や人の集まるところでは音声を正確に聞くことが困難です。このようなところでは、磁気ループを設置することにより改善することができます。この装置は、磁気を発生させ、補聴器に直接音声を送り込むための機材で、磁気ループによりもたらされる磁気を受信し、音声信号に変えることで雑音の少ないクリアな音声を聞くことができるものです。もちろん補聴器にも磁気を信号に変えるためのコイルを搭載した補聴器が必要になります。この磁気ループは、市役所の窓口や公民館などに設置すると難聴者にとっては大変助かる装置で、最近各自治体でも導入されるようになりました。この磁気ループを新市役所の窓口やつがる総合病院に設置する考えはないかお伺いします。この装置は、磁気を発生させる電話線のようなものを床に敷くだけです。既存の建物にも幾らでも設置でき、費用もそんなに多くを要しないようです。

さらに、耳マークというカードやシールの普及を図るべきと考えます。耳が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害者は、特に見た目には障害がわからないために誤解されたり、不利益なことになったり、危険にさらされたりする等、社会生活の上で不安は少なくありません。話し言葉による意思の疎通を図ることができず、日常生活において人知れず苦しんでいます。聞こえないことが相手にわかれば、相手はそれなりに気遣ってくださいます。目の不自由な人の白い杖、車椅子マークなどと同様に耳が不自由であるという自己表示が必要ということで考案されたものが耳マークです。耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿をあらわしたものです。聞こえが不自由なことを示す国内で使用されているマークです。全日本難聴者・中途失聴者団体連合会がこのマークの著作権を持っていますので、利用に当たっては利用申請が必要ですが、料金はかかりません。このマークを窓口などに掲示すると難聴者は安心するでしょう。また、難聴者がこのマークを提示された場合は、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法に配慮することができます。このマークを普及させるためにも市役所や病院の窓口などに置き、聴覚障害者が安心して暮らせるよう、耳マークの掲示を市役所が率先して行うようにしてはいかがでしょうか。

4番目の質問は、除雪対策についてです。今年も雪の季節が来てしまいました。若いころは、雪が降ると気を引き締めて頑張らなくてはと思っていました。最近はとて嫌な季節と感じてしまいます。除雪に対する市民の不満は大変なものがあります。その中で、除雪や排雪を少なくするためには流雪溝を増やすことだと考えます。当市には流雪溝はありますが、旧五所川原では県が設置したものを管理しているだけで、独自に設置したものはありません。流雪溝設置の計画をつくり、対応するべきと考えます。流雪

溝を計画的に設置する計画をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

降雪時に一番大切な対策は、通学路の確保であります。自動車道を確保するために歩道が排雪の場となり、通学路が大変な状態になっています。夏は平坦なのに、冬になると通学路が山登りを繰り返す状態となっているところがたくさん生まれています。市の通学路の除排雪の対策の対応はどのように行われているかお聞きします。また、市立第四中学校に向かう飯詰と沖飯詰の道路には防雪柵がありません。吹雪になると給食センターの車が埋まったりするとのことでもあります。何度か学校でも要望しているようですが、設置しても効果が少ないということで実現していません。防雪柵を設置してはと思うのですが、いかがでしょうか。

最後に、生活保護行政についてお伺いします。生活保護の認定に当たり、扶養義務者の扶養の可否を確認するために扶養照会書等を送付しています。この扶養照会書に扶養が保護の要件であると誤認させる表記があることが我が党の小池議員の指摘で明らかとなりました。その文章は、この保護に当たっては民法に定める扶養義務者の扶養を優先的に受けることが前提となっていますというものです。これでは、生活保護を受けるためには扶養や援助が行われないと保護の対象にならないことになり、生活保護に明らかに反しています。指摘を受けた厚労省は、このような内容となっている場合は速やかに是正を求める事務連絡を出しています。まさか五所川原市がそのような文書を出しているとは思ってもよらなかったのですが、県内でも4市の福祉事務所がこのような文書を出していることがわかり、その中に当市も含まれていました。それを知ったときは唖然としました。扶養義務者の扶養は、保護に優先して行われるという生活保護法の規定は扶養を保護の前提とするものではなく、親族が援助を拒んでも保護の判断には影響しません。仕送りなどがあればその分を収入と認定し、保護費を削減するということです。このような扶養の義務を前提とした文書をどうして出していたのか、そしてそのことについてどのように考えているのかお伺いします。

さらに、厚労省の指摘を受けてどのように改善したかお伺いします。この調査の中で、文書の処理などを外部に委託していることも初めて知りました。文書などの処理をどのような範囲のことを委託しているのかもお知らせください。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 花田進議員にお答えいたします。

市では、聴覚に障害のある方はもとより、各種の障害をお持ちの方に障害者総合支援

法に基づき、それぞれの障害特性に応じた福祉サービスを提供するとともに、多様な利用ニーズにお応えできるよう障害者施策の総合的な推進に努めているところであります。当市における身体障害者手帳の所持者数は、本年3月末現在で2,829名となっており、うち277名が聴覚障害により手帳を所持しております。このほか障害を有していても手帳を所持していない方や70歳以上の約半数と言われる加齢による老人性難聴の方を含めると市全体では相当数の方が何らかの聴覚障害を抱えているものと理解しております。

難聴者、聾者等の聴覚に障害のある方に対しましては、自立支援医療給付、各種減免割引制度等の基本的な障害福祉サービスの提供を初め、今後も補聴器等の補装具費の支給や手話通訳者、要約筆記者派遣事業を継続し、社会生活上の円滑なコミュニケーションが確保できるよう支援してまいりたいと考えております。

○川浪茂浩副議長 副市長。

○三上裕行副市長 花田議員の御質問にお答えする前に、市の土地開発公社が長引く景気低迷、そして企業の海外進出など、このような要因がございましたけれども、このたび市財政に大きな負担をおかけして解散することに対しまして、市土地開発公社理事長として議員各位並びに市民の皆様には深くおわびを申し上げます。

それでは、土地開発公社の清算事務について、作業の進捗状況及び最終的な清算の時期についてお答えをいたします。平成25年第3回定例会におきまして、公社借入金の代位弁済費用及び公社解散の議決をいただいておりますが、まだ五所川原市に対して債務が残っております。債務を解消した後、年内に青森県知事へ解散認可を申請する予定で、現在解散及び清算事務の準備を整えているところでございます。県知事の解散認可をもって土地開発公社は解散となり、清算手続をとることになりますが、今後の清算事務としては公社解散の登記、官報への債権申し出の公告、清算人会の承認、清算終了の登記等を行うことになりまして、公有地拡大の推進に関する法律の規定により債権申し出の期間を2カ月間以上設けなければならないことから、県知事の解散認可日にもよりませんが、清算終了は3月下旬になるものと見込んでおります。

以上です。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 土地開発公社の債権放棄額の算定及び土地の評価方法についてお答えいたします。

市が土地開発公社の借入金8億1,900万円を代位弁済し、債権を取得したところでありますが、土地開発公社は第二工業団地の土地により5億7,751万8,674円を市に代物弁済しております。土地開発公社では、本年第二工業団地の時価評価による簿価の評価がえ

を実施しており、土地の評価方法は固定資産税路線価格算定のための不動産鑑定をもとにしたものであり、平成23年7月時点での第二工業団地の時価に、青森県地価調査における五所川原市内の用途が工業地の直近2年分の対前年変動率を乗じた額を現時点での評価額としたものであります。土地開発公社の借入金代位弁済額8億1,900万円から代物弁済額5億7,751万8,674円を差し引いた2億4,148万1,326円が債権放棄額となりまして、本定例会へ上程しているところであります。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 まず、灯油購入費の助成についてであります。

当市では、平成19年度に寒冷地における生活困窮者対策など地方公共団体の自主的な取り組みへの支援等により、地方公共団体が自主的な取り組みをした場合、経費の2分の1を特別交付税として交付する旨の通知が総務省から発出されましたことから、低所得者世帯に対する灯油購入費等の助成を1世帯当たり1万円、計2,723世帯へ行っております。現在の灯油価格は高止まりのまま推移しておりまして、冬期間の生活に影響を及ぼす低所得世帯において、経済的負担を軽減するための灯油購入費の助成について、今後国及び他市の動向と灯油価格の推移を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

次に、公共施設への磁気ループシステムの導入についてお答えをいたします。補聴器を利用されている難聴の方にとりまして、人が多く周囲が騒がしい場所では雑音により音声の聞き取りが困難な場合があります。磁気ループは、マイクを通じた音声を直接補聴器へ伝えることで雑音の少ない鮮明な音声を聞くことができるシステムとして、県内では青森県聴覚障害者情報センターや県立聾学校等に導入されていると伺っております。聞こえの衰えは、人との会話がうまくいかずコミュニケーション不足を生み出すため、難聴の方は外に出ることや集会、講演会、文化行事等への参加を敬遠しがちになると言われております。磁気ループは、聴覚に障害のある方の生活支援及び社会参加を推進するため、有効な設備であることは理解しているところでございますが、当市の窓口等への設置につきましては常設型、あるいはまた移動型等の導入形態、利用ニーズ及び他市町村の状況等の調査を進めた上で検討してまいりたいと考えております。

次に、耳マーク普及についてお答えをいたします。聴覚に関する障害は一見して外部からわかりにくいため、誤解から不利益をこうむるなど社会生活上の不安を数多く抱えております。耳マークは、こうした聞こえない、聞こえづらい人々の存在と立場を社会一般に認知してもらい、コミュニケーションの配慮等の理解を求めていくためのシンボルマークとして、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が普及活動を行っているもので

あります。このマークは、耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることをあらわすために使用するほか、自治体や病院、銀行等がこのマークを掲示し、耳の不自由な方からの申し出があれば必要な援助を行うという意思表示のために使用されております。当市におきましても、耳の不自由な方や言葉によるコミュニケーションが困難な方にも等しく窓口サービスを提供できるよう、耳マーク表示板の設置について前向きに検討を進めるとともに、今後も聴覚に障害のある方が支援を受けやすい環境の整備、充実に努めてまいります。

最後に、生活保護行政についてお答えをいたします。まず、生活保護システムの内容についてでございますが、多項目にわたるソフトウェアで構成されております。主な機能を挙げますと、保護決定処理業務として預貯金、生命保険等の資産に関する調査書の発行や扶養義務者への履行通知書の発行業務等、次に経理支給業務として生活保護費の支給に関する計算処理や経理状況等に関する業務に活用できるようになっております。

また、医療扶助と介護扶助に関する業務として給付券の発行や突合処理等を行うことができ、最後に統計処理業務については福祉行政報告例や全国一斉調査に関する業務等から構成されており、それぞれ職員が入力し、業務に当たっているところであります。

御質問の生活保護を申請された方や現在生活保護を受給されている方々の扶養義務者に対し、扶養の可否を確認するために使用している扶養照会書についてですが、その様式について本年11月8日付で厚生労働省より照会される扶養義務者に対して、扶養義務が生活保護を受けるための要件であると誤認されるおそれのある表現が使われている場合、速やかに改めるよう通知がございました。当市で使用していた扶養照会書は、その通知で改善を求められている様式であったことから、11月21日にシステムを改修し、様式が改善されるまでの間は扶養照会書の発送を控える対応をとっておりました。今後は、随時扶養照会書の内容をチェックし、細心の注意を払い、より適正な保護の実施に当たってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 除雪対策について3点御質問がございましたが、まず消流雪溝につきまして整備状況と整備計画の策定についてお答えいたします。

五所川原地区における消流雪溝は、岩木川からの取水によるもので、国道101号及び国道339号に8,813メートル、金木地区におきましては地下水をくみ上げて導水しまして、県道及び市道合わせて18路線で1万2,630メートルが整備されてございます。このほか大町二丁目地区の消流雪溝につきましては、今冬から全面供用されることとなってございます。また、雨水対策として進めている雨水路の整備において、消流雪溝ではござい

せんが、取水した水が流入することから冬期間に雪を捨てることのできる構造となつてございまして、今年度は新宮町及び若葉2丁目地区において整備し、来年度も事業の継続を予定しております。また、県事業による整備につきましては、今後も国道101号の寺町地区において来年度以降事業化されるよう強く要望してまいります。市内全区域を対象とした消流雪溝整備計画の策定をする必要性は高いとは考えますが、新たな消流雪溝の整備を行うためには多額の事業費が見込まれることから、国庫補助事業の活用等を含め検討してまいりたいと思っております。

続きまして、通学路の除排雪についてお答えいたします。通学路の除排雪につきましては、毎年度策定している市の除排雪計画の中で、特に学校周辺の通学路の歩道空間確保に努めることを定めておりまして、計画的な除排雪を行っております。現在、市では歩道除雪のため小型ロータリー除雪車6台を保有しており、学校、公共施設、中心市街地のバス路線など歩行者の多い地域を重点的に除排雪しております。また、県では県管理の歩道除雪に協力する団体に小型除雪機を貸し出しており、三輪小学校、本町振興会、金木中学校などへ貸し付けし、通学路を確保しております。

このほか街路樹などにより歩道幅が狭く、市の小型ロータリー除雪車が入れない通学路等につきましては、昨年度市で小型除雪機2台を購入し、1台を五所川原小学校へ貸し出しして通学路の除雪に協力していただき、残る1台は市職員が中央小学校や五所川原南小学校などの通学路を随時除雪したところ、一昨年度と比べ通学路除雪に関する要望件数が大幅に減り、一定の効果があったものと考えております。今後も国、県、協力団体と連携を深め、計画的に除排雪するなど早期対応に努め、通学路の歩道確保を図ってまいります。

除雪対策の御質問の3点目でございますが、五所川原第四中学校前の防雪柵設置についてお答えいたします。五所川原第四中学校の前面道路は、現在市道沖飯詰飯詰線として管理をしております。本道路は、当初農道として整備されましたが、一般車両の交通も多いことから昭和61年に市道として認定され、現在に至っております。本市道は、冬期間の地吹雪時には視界が悪くなり、たびたび吹きだまりが発生するなど通行が困難な状態になることは認識しておりますが、本道路は沖飯詰から飯詰に向かう道路で、方向は西北西から東南東へ向かう線形となっており、これは五所川原地域の冬期の風向きとほぼ同じであるため、防雪柵を設置しても効果が得られない状況でございます。

なお、五所川原広域農道こめ米ロードの一部にも同様の線形で防雪柵が設置されている箇所がありますが、この部分だけ吹きだまり等が頻繁に発生し、効果が得られていない状況となっております。

また、県が設置している防雪柵ですが、国道101号のJR陸奥森田駅付近の区間につきましても同様の線形のため、当初設置された防雪柵が機能せず、反対側にも防雪柵を設置したり、吹きどめ式の防雪柵を吹き払い式に代えるなど対策が講じられておりますが、思うような効果が得られず対応に苦慮していると伺っております。第四中学校の前面道路につきまして、今後も有効な解決策について検討するとともに、除雪回数を増やして交通の確保に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○川浪茂浩副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

最終的に清算が終了というんですか、行われた場合に、議会にその報告が行われるのかどうか確認したいと思います。

次に、もう一つは、私は解散した後でないと債務放棄できないのかなと思っていましたらほかの、インターネットで調べましたら解散とか第三セクターの債権の許可申請とか債務放棄とか一度にやっている議会も結構あるんです。五所川原の場合、なぜわざわざ2回に分けて行ったのか、その辺を確認したいというふうに思います。

あと部長は総額で言いましたけど、わかりやすく平米単価とか、そういうもので簿価が幾らで、時価が幾らで行ったのかということ再度お答え願えればというふうに思っています。

福祉灯油についてですが、平成19年度は特別交付税があって行われて、それを受けて市長の専決で実施したんです。それで、今回はそういう国の助成がないということで、即答はできないと、あればやるという程度の回答だと思うんですが、2,723世帯に助成したわけですので、当時実質決済額で言うと助成額だけで2,723万円で使ったわけですが、今回ぜひ予算を捻出してこのくらいの額を確保すればできるわけですので、再度、まだ間に合いますので、専決でもいいので助成制度を実施していただければと。2億4,000万円も債務放棄したりするわけですので、その10分の1ぐらいですので、ぜひお考え願いたいというふうに思います。

難聴者対策なんですが、本当に難聴者、目悪い人は眼鏡かけているのですぐわかるんですが、難聴者の補聴器は見えづらいし、合わないということをつけていない方もいっぱいいるわけで、大変わからないわけです。私の知り合いも最近直接話をしなくなったんです。なぜかということがわかったんです。強度の難聴になってしまって聞き取れないので話をしないということで、本当に区別がつかないということで、ぜひ耳マーク、壇上では示せないんです。ここでは、こういうマークなんです。これに、例えば市役所

であれば筆談に応じますよとか、そういうことを書いておくと窓口で難聴の方が筆談する。それから、病院の窓口だと呼ばれるわけです。ところが、聞こえないから診察が遅れてしまうという場合があるので、そういう場合は手を振りますのでとか、手を振って示しますかと書いておくと難聴の方が大変安心すると。このマーク、著作権がありますので、使う場合は申請が必要ですので、利用料はかかりませんので、この耳マークと打つといっぱい出てきますので、こういうグッズも売っていますので、買う方は買ってもいいと思うんですが、こういうのを普及するには銀行だとか、いろんなところでそういうことをやっていけばいいわけですが、まず市役所で、まず福祉事務所の入り口に率先してこれを張って、あとは市民課のところにこういうのを置くということによってかなり進んでいくんじゃないかと。20人に1人が難聴になるわけですので、ここでも数十人いるので、二、三人は難聴になる可能性、難聴だったり、可能性があるわけですので、ぜひ市役所が率先してこういうシール。

それから、難聴の方もこれを、カードになっているのがあるので、耳が聞こえませんか書いて、それを首に提げておくと相手も対応しやすくなるということになりますので、ぜひこれを。前向きに進めるという回答でしたので、何年もかからないじゃなくて、すぐ実施していただければというふうに思います。そうすると、障害者に優しい五所川原だなというふうに理解されると思いますので、まず福祉部長のところから率先して、あと市民課のところ、ぜひ実施していただければと。それが実施されて、あと病院とかそういうところにぜひ普及させていただきたいと思っています。ほとんどお金がかからない提案ですので、ぜひ早急に行っていただければと。

磁気ループについては、欧米ではかなり進んでいるんですが、日本では本当に普及が立ち遅れているわけです。これを設置したところでの経験者からは、とてもよく聞こえるとか耳元で話されているように聞こえるとか感想が寄せられています。私は、新しい市役所、それから新しい病院でぜひ設置してほしいなど。変わったということを示すためにも、事前の説明では場所を2カ所指定していますので、そこからぜひ進めていただければというふうに思います。ぜひ新庁舎、それから新しいつがる総合病院に設置するのかどうかについて再度御回答願いたいというふうに思います。

流雪溝については、私は下水道と同じように計画化していけばいいと考えているんですが、なかなか計画化は難しいけど、進めていくということですので、今年は流雪溝はないけれども、それに類したものを活用して新宮等に拡大すると。それから、大町は今年からできるということ、それから寺町地区、今アーケードを撤収してしまして、その工事とともに流雪溝を設置してほしいという要望も強いわけですので、ぜひ実現して

ほしいというふうに思います。

あと再質問で聞きたいのは、今菊ヶ丘公園のところから、1カ所から水を上げているわけですが、ぜひ長い目で、流雪溝が拡大していくとそのポンプ場だけでいいのかということがありますので、ぜひ早目に別な箇所からも岩木川から水をとれるような交渉を早目にしてほしいというふうに思います。それに、今年11月に雪降りまして結構な雪で、流雪溝のあるところの人が騒いだんです、全然水来ないじゃと。そうしたら、電気の契約が12月1日からで、菊ヶ丘公園の葉が落ちてしまわないと流雪溝の掃除ができないので、それから1週間ぐらいかけて掃除してから供用されるということが今のシステムなんです。ただ、それをもうちょっと研究して早くならないのかどうかを検討していただければ早目の雪にも対応できるのではないかというふうに思っています。

あと第四中学校の防雪柵、方向の関係で効果がない、かえって雪がたまる場合があるので設置できないということでしたが、昔田んぼの中に防雪柵を置きましたところが、それが今常設化されているわけですが、効果がないのであれば、かえって雪がたまるというのであれば道路から離れた田んぼに昔流の防雪柵をつくることも可能なのではないかというふうに思いますので、その辺検討していただければというふうに思っていました。

生活保護については、安倍政権になってから、8月1日から生活保護を削られて、12月から特別手当もかなり削られるわけです。大変な状況になるわけです。私は、3月の議会でも述べましたように生活保護の削減というのは、単に生活保護者だけの問題ではなくて、国民全体の負担増につながっていくのだと。大体51項目ぐらいあるんです。そういうものに影響していくと。特に例えば非課税限度額の額が変更されると、多くの方は増税につながってしまうということになります。さらに、生活保護法改定、なるべく福祉事務所に来ない、来ても追い返すような水際作戦をとっているわけで、憲法25条が最後の砦としている困った人を守ってあげることがどんどん置き去りになると大変なことになると思っています。

それで質問ですが、一応21日からシステムを改修して前提になるという言葉をとって紹介しているということでしたので、それはそれとして、ただそういうことを私質問したら、そういう文書を出していたということはどう思うかということも聞いているわけです。要するに、ちゃんと文書というのは決裁して、何人もの人が見て、ここおかしいのではないかとということで修正されていくのに、気がついていないで行われてきたと。この前提になるという文書は、いつごろからこういうふうに書かれていたのか再質問します。

それから、扶養義務者という場合、生活保護で照会している範囲はどのくらいまで照会文書を出しているのか。親だけなのか、親と兄弟でとまっているのか、それとも民法の言う三親等全部まで照会しているのか、その辺の範囲をお知らせください。

○川浪茂浩副議長 副市長。

○三上裕行副市長 土地開発公社に関する2件についてお答えいたします。

清算について、議会への報告はあるのかという御質問でありますけれども、議会への報告はありませんが、来年の平成26年6月の定例会で最終年度の決算書が報告されますので、その中で経過報告が書かれていると思います。

2つ目のなぜ2回に分けたかという理由でございます。当市は、第三セクター改革推進債を活用しておりまして、第三セクター改革推進債を活用するためには議会の議決が必要なことから、まずはそちらのほうで議決をいただき、今回新たにまたこの議決をいただくために提案させていただいております。よろしく申し上げます。

○川浪茂浩副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 資産の評価がえについてお答えいたします。

4月1日の評価がえによりまして、簿価価格12億7,557万9,978円が評価がえによりまして5億7,751万8,674円となっております。

○川浪茂浩副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 まず、灯油購入費の助成についてであります。先ほども申し上げましたように、今後国及び他市の動向と灯油価格の推移を踏まえながら、そしてまた財源の確保もあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、耳マーク表示板等の設置については、実施に向けて前向きに取り組んでまいりますので、これもよろしくお願したいと思っております。

磁気ループについてであります。非常に有効な設備であることは理解しております。当市の窓口と公の施設の場所に設置することにつきましては、先ほども申し上げましたように常設型やカウンター型、あるいはまた移動型等のいろいろな導入形態があるようですので、これも調査確認しながら、そしてまたあわせて利用ニーズ等、他市の状況等も確認し、調査を進めた上で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、最後に生活保護のシステムのことではありますが、本システムはシステムのバージョンアップに合わせて5年ごとに更新をしております。平成20年4月から稼働を開始した時点から当該様式を使用していたものでありまして、今後はシステムのチェッ

ク体制をより強化して、適正な主な実施に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、扶養義務者の確認の範囲につきましては、絶対的扶養義務者として配偶者直系血族、兄弟、姉妹とされています。また、相対的扶養義務者のうち、現に扶養している者や特別の事情のある者も調査対象となることもございます。

以上であります。

○川浪茂浩副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 現在五所川原地区の導水は、菊ヶ丘公園先の岩木川からの揚水機場1カ所であります。これは、国の直轄事業で総事業費20億円をかけ設置した施設であります。仮に五所川原地区、旧市街地全域に消流雪溝が設置されても本揚水機場1カ所で取水量は賄えられるものでありますので、さらなる取水施設は必要ないと考えますので、御理解いただきたいと思っております。

それと、四中前の道路の防雪柵でございますが、今後も国、県、その他のほうと協議しながら、よりよい効果のある防雪柵を設置できるよう努力したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 1番、花田進議員。時間守ってください。

○1番 花田 進議員 まだ大丈夫、黄色く、赤くなるのからでも5分あることを一度体験していますので。

総務部長、私が聞いたかったのは12億円とか時価5億7,000万円とかわかるんですが、それを平米単価でというふうにお話ししたんですが、回答がなかったんですが、私の持っている資料で言うと、第二工業団地の売れ残っている平米単価は9,629円で、それが25年7月1日の時価で4,327円ということで55%以下の評価額になっているわけです。これは正しいですね。そのことをお答え。要するに、55%以下の評価額まで下がっちゃっているわけですが、それが妥当かどうかは路線価格に土地の変動率を掛けて出したと。その土地の路線価格というのは、平米当たり4,600円から5,100円の範囲なんです。それにマイナスの変動率掛けていますので、0.1以下の変動率になっているので4,000円台になっているということなんです。約1億9,000万円の給食センターの土地が、結局は暴利で買われたということがこの資料を見るとはっきりしているわけで、市役所は給食センターを平米当たり9,600円で買って、その買った土地が今4,300円ということになってしまっているということは大変不思議なことだなと思っていました。

最後に、福祉の保護のことについてですが、ぜひ要望として相談に来ていた方は、今生活保護法も改悪になりましたが、親切に対応して、よく話を聞いて申請を受ける方向

をぜひとっていただきたいということを要望して質問を終わらせていただきます。

○川浪茂浩副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたします。

次に、5番、山田和宗議員の質問を許可いたします。5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 一登壇一

至誠公明会の山田和宗であります。平成25年第4回定例会に通告の中心商店街活性化について一般質問をさせていただきます。津島の蔵と駅前開発についてであります。

それでは、質問をいたします。我が国は、昭和30年代から40年代にかけての高度成長期を経て、車社会と言われるモータリゼーションの進展によって社会構造と生活様式が大きく変化し、郊外に立地された大型店によって商業の中心であった中心市街地は衰退してしまいました。当市も昭和50年代後半をピークに、中心市街地の衰退は皆様御承知のことと思います。このための国の政策として、昭和50年代から商店街近代化事業など中心市街地の活性化のための施策が展開され、平成10年に中心市街地活性化法の制定に至っています。これにより市街地の整備改善と商業の再編を同時に行う都市再生土地区画整理事業による商店街の再編事業が全国で進められております。しかし、その後も全国的に中心市街地の空洞化には歯どめがかからず、平成10年制定のいわゆるまちづくり三法を強化する意味において制定されたのが平成18年の改正まちづくり三法であります。これは、市街地の郊外への拡散を抑制し、まちの機能を中心市街地に集中させるコンパクトシティーの考え方に基づいた内容となっております。都市計画法の改正による大型店の立地調整の強化と中心市街地活性化法の改正による意欲的な中心市街地への多様な支援策の集中を両輪として推進するとしていることが特徴であります。

このような流れにおいて、五所川原は平成12年に中心市街地活性化基本計画が策定され、平成17年より大町二丁目地区都市再生土地区画整理事業が施行されています。この事業も平成25年度中で事業はほぼ完了し、土地の登記等の作業を残すのみとなっております。しかしながら、景気の悪化や後継者の転出など諸事情の理由で区画整理地区には計画当初のような町並みはいまだに実現しておらず、更地が目立つようになっております。これを放置しておいて立佞武多の館周辺の商店街が形成されなければ、まちの顔としての中心部を失う上、まちのコミュニティが崩壊することになります。

こういった状況の中で、地元地権者と大町商店振興組合がロータリー付近に立佞武多の館に呼応した第二の集客施設を整備するという計画があるというのは皆さん御承知のことかと存じます。この計画は、当地区に現存していた作家、太宰治のおば、きゑさんの実家にあった蔵を復元し、観光集客の目玉に据え、なおかつ昭和19年、昭和21年の2度の大火をくぐり抜け、この地区では唯一焼け残った建築物であり、当市が明治、大正

と急激に発展を遂げ、商人のまち五所川原が西北地方の経済的中心地であった時代を思い起こされるシンボリックな建物としても位置づけられ、さらに大町商店街にない商業機能を備えた文化観光活性化施設を整備することが中心商店街再生の足がかりとなるものと確信し、これまで検討がなされてきているようであります。

具体的な動きといたしまして、平成19年にNPO法人おおまち第2集客施設整備推進協議会を立ち上げ、平成21年の太宰治生誕100年以降、三鷹市と五所川原市において太宰治検定を開催しているほか、街歩き事業等で太宰治と旧五所川原のつながりをPRしてきております。また、事業主体を明確にするために、昨年株式会社まちなか五所川原を設立し、事業実施の準備をしてきているということでもあります。

そこで、第1点目の質問であります。地元民を中心とした、こういった取り組みについて、市としてどのように考えているのかお聞きいたします。

次に、こういった取り組みとも関連いたしますが、西北病院の解体後、市庁舎の建設が計画されておられますが、それこそ五所川原市としては国の進めるコンパクトシティの考え方に沿ったまちづくりが着々と進行をしており、大いに歓迎されるわけであります。

そこで、市庁舎が駅から近く、市民に利用しやすいものとなることが期待されるところでありますが、さらに中心市街地活性化策として五所川原駅と駅東側の整備について、五所川原市として何らかのお考えはあるのでしょうか。また、エルムショッピングセンターが非常に繁盛しているようではありますが、中心市街地とエルムについて、今後どのような方向に進めていこうと考えているのかを含めてお答えください。

以上で壇上からの第1回目の質問といたし、理事者側の簡潔な答弁を求めます。

○川浪茂浩副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 山田和宗議員にお答えいたします。

中心商店街の活性化を図る上でJR五所川原駅周辺の整備は、将来にわたり魅力とにぎわいのあるまちづくりに大きく寄与していくものと考えております。本市が平成25年3月に作成した都市計画マスタープランにおいても、JR五所川原駅周辺については、本市の顔としてふさわしい駅前広場の整備に努めるとともに、住民の利便性向上と中心市街地の活性化を図るとの方針を示しており、JR五所川原駅前については駅前広場が都市計画決定されており、駅東側については駅東部地区土地区画整理事業により駅前広場用地が確保されております。本年8月1日には、JR五所川原駅が大正風の外観にリニューアルされ、かつてのよき時代を醸し出すイメージが創出されましたが、今後につ

いては多くの人が行き交う魅力あるまちづくりのために利便性と快適性が図られるような施策を検討してまいります。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 中心商店街再生に向けた地元の取り組みについてお答えいたします。

これまでNPO法人おおまち第2集客施設整備推進協議会や株式会社まちなか五所川原が取り組んできました太宰治検定や街歩き事業等につきましては、市民が主体的にかかわるとともに、商店街と地域との連携の視点に立ち、商店街が再び地域のコミュニティの担い手としての役割を担うことで商店街全体の活性化を図るというものであります。この取り組みは、市民の主体的なまちづくり活動の一つでありまして、平成22年度に策定しました五所川原市総合計画後期基本計画に位置づけられております産業振興施策、魅力ある商店街の形成と整合性があることから、本市としてはこのまちづくり活動が円滑に進むよう、全面的な支援を行ってきたところであります。

以上です。

○川浪茂浩副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 中心市街地とエルムの街ショッピングセンターについての今後の詰め方の方向性についてお答えいたします。

都市計画マスタープランによる中心市街地とエルムの街の方向性については、まず中心市街地は土地区画整理事業による都市機能の再編、観光交流拠点や祭りや公共施設等との連携強化を図り、利便性が高くにぎわいのある土地利用を推進し、伝統ある商都を再現するとともに、若者の需要に対応した業種の誘導を促進し、若者も行き交う商業、業務地の形成を図るとしており、エルムの街につきましては各種大型店舗が集積し、若者や市外からの買い物客も多いことから交流型商業、業務地と位置づけ、今後も交流人口の確保を目指した魅力ある土地利用を推進するとしての方針を掲げております。両地区においては、それぞれの特色を生かした土地利用を図るとともに、お互いの交流人口の促進により活性化するような施策を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○川浪茂浩副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 御答弁ありがとうございます。再質問いたします。

津島の蔵計画については、順調に進むことにより周辺の空き地、空き店舗問題が解消され、区画整理事業の効果が早急にあらわれることを期待しているところでございます。

ところで、この計画については大町商店街振興組合と株式会社まちなか五所川原が今

年10月に経済産業省の平成25年度地域中小商業支援事業の採択を受け、年明けにも計画を実施していくとされているそうであります。総事業費約1億2,000万円のうち7,000万円ほどが国からの補助金、自己資金が2,000万円、残り3,000万円は銀行からの借り入れと聞いております。

そこで、市ではこの建設にかかわる費用の一部負担、もしくはオープン以降の援助等の考えがあるのかどうかもお聞きいたします。

次に、駅前開発であります。駅前側に駐車場を整備し、ここから地下連絡道を建設し、駅前側からのアクセスの利便性を高めるとか、また五所川原の玄関口としての駅前広場を整備し、JR津軽鉄道と連携して観光案内所などの充実をさせ、情報発信を常に行っていくとか、駅周辺に高架橋と一体となった駅ビルを建設し、東と西とのアクセス向上を図っていくとかといった具体的な計画を持って臨むべきだと思いますが、いかなものかお聞きいたしまして再質問いたします。

○川浪茂浩副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 蔵の再生についてお答えいたします。

大町商店街振興組合及び株式会社まちなか五所川原の連携事業であります中心市街地コミュニティ拠点まちなかパーク事業につきましては、先月末、経済産業省所管の補助制度である地域中小商業支援事業補助金の交付決定を受けたということを知っております。当市としましては、津島家の蔵を含む商業施設の整備状況を見ながらということになります。施設整備後の運営主体となる株式会社まちなか五所川原が、起業後間もない団体であることから、施設の開設までの準備や社員の人件費及び研修等に係る経費を緊急雇用創出対策事業のメニューの一つである起業支援型地域雇用創造事業を活用してサポートしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○川浪茂浩副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 駅前開発についての再質問についてお答えいたします。

都市計画マスタープランにおいては、JR五所川原駅周辺整備について、JR五所川原駅周辺は本市の玄関口であり交通の要衝であることから、路線バスやタクシー、駐車場、駐輪場などを考慮した駅前広場の整備について検討するとともに、来訪者にわかりやすい標識やサインなどの設置について検討します。また、駅前広場等の検討に当たっては、駅の東西を結ぶ連絡通路の設置についてあわせて検討するとの方針を示しておりますので、今後につきましては中心商店街の活性化に資する効果的な施策の検討を進めてまいります。よろしく願いいたします。

○川浪茂浩副議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 詳細な御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁の中では、津島家の蔵を含む商業施設の整備状況を見ながらという条件がついているようですが、先ほども申し上げたとおり、津島家の蔵の計画については順調に進むことにより周辺の空き地、空き店舗が解消され、区画整理事業の効果があらわれるものと期待するものでございます。ぜひとも市の後方支援をお願いしたいと思います。

駅前開発については、駅の東西を結ぶ連絡通路の設置についてあわせて検討するとの方針のもと、効果的な施策の検討を進めていくということですが、私からすれば湊から十川まで高架にして、そこに駅ビルでも建ててもらって、大都市のような大きな駅ビルでなくてもスーパーのような形のものがあれば、旧市内の高齢者の方々も大変理想なんではないかなというふうに思う次第でございます。ぜひとも一步一步実現していただくことを期待いたしまして私からの質問を終了させていただきます。

○川浪茂浩副議長 以上をもって山田和宗議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○川浪茂浩副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

午後 2時20分 散会

平成25年五所川原市議会第4回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

平成25年12月11日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	三潟	春樹	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	桑田	茂	議員	18番	阿部	春市	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員
21番	木村	清一	議員	22番	川浪	茂浩	議員
23番	磯辺	勇司	議員	24番	工藤	武則	議員
25番	平山	秀直	議員				

◎欠席議員（1名）

26番 葛西 収三 議員

◎説明のため出席した者（27名）

市	長	平山 誠敏
副市	長	三上 裕行

総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤明
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	對馬隆博
会計管理者	岩川静子
教育委員長	阿部育也
教育長	長尾孝紀
教育部長	岩崎明彦
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
選挙管理委員会 事務局長	田中馨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	前田晃
農業委員会 委員長	斎藤靖裕
農業委員 事務局長	小山内洋一
総務課長	宮崎昌子
財政課長	三橋大輔
市民課長	新井勝博
保護福祉課長	長尾功一
農林水産課長	小山内秀峰
土木課長	蒔苗司
上下水道部 総務課長	諏訪秀清
教育総務課長	今義律

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	佐藤文治
------	------

次 長 片 山 善一朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第132号から議案第149号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてまでの18件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算（第3号）から議案第135号 平成25年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）までの4件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。予算特別委員会の委員には、

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	5番	山田	和宗	議員
6番	木村	慶憲	議員	7番	成田	和美	議員
8番	吉岡	良浩	議員	11番	木村	博	議員
12番	古川	幸治	議員	13番	秋元	洋子	議員
14番	稲葉	好彦	議員	20番	加藤	磐	議員
25番	平山	秀直	議員				

の13名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長の互選を

行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま議題となっております議案第136号 五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定についてから議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてまでの14件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○三潟春樹議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明12日から16日までの5日間は休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議なしと認めます。

よって、5日間は休会することに決しました。

次回は17日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○三潟春樹議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時08分 散会

平成 2 5 年五所川原市議会第 4 回定例会会議録（第 5 号）

◎議事日程

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日（火）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 1 3 6 号 五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 1 3 7 号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 1 3 8 号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 1 4 6 号 権利の放棄について
- 第 5 議案第 1 4 8 号 つがる西北五広域連合規約の変更について
- 第 6 議案第 1 4 9 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 7 議案第 1 4 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 8 議案第 1 3 9 号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 1 4 0 号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
(民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 0 議案第 1 4 1 号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 1 4 2 号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 1 4 3 号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 1 4 4 号 五所川原市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 1 4 5 号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 1 5 議案第 1 3 2 号 平成 2 5 年度五所川原市一般会計補正予算（第 3 号）

- 第16 議案第133号 平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正
予算(第2号)
- 第17 議案第134号 平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第135号 平成25年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)
(予算特別委員長報告・質疑・討論・採決)
-

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員(25名)

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	三潟	春樹	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
18番	阿部	春市	議員	19番	福士	寛美	議員
20番	加藤	磐	議員	21番	木村	清一	議員
22番	川浪	茂浩	議員	23番	磯辺	勇司	議員
24番	工藤	武則	議員	25番	平山	秀直	議員
26番	葛西	収三	議員				

◎欠席議員(1名)

17番 桑田 茂 議員

◎説明のため出席した者(27名)

市	長	平山	誠敏
副市	長	三上	裕行
総務部	長	小田桐	宏之
財政部	長	佐藤	明

民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上 下 水 道 部 長	對 馬 隆 博
会 計 管 理 者	岩 川 静 子
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	長 尾 孝 紀
教 育 部 長	岩 崎 明 彦
選 挙 管 理 委 員 会 長	白 川 昭 磨
委 員 長	
選 挙 管 理 委 員 会 長	田 中 馨
事 務 局 長	
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 長	前 田 晃
事 務 局 長	
農 業 委 員 会 会 長	齋 藤 靖 裕
農 業 委 員 会 長	小 山 内 洋 一
事 務 局 長	
総 務 課 長	宮 崎 昌 子
財 政 課 長	三 橋 大 輔
市 民 課 長	新 井 勝 博
保 護 福 祉 課 長	長 尾 功 一
農 林 水 産 課 長	小 山 内 秀 峰
土 木 課 長	蒔 苗 司
上 下 水 道 部 長	
総 務 課 長	諏 訪 秀 清
教 育 総 務 課 長	今 義 律

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 文 治
次 長	片 山 善 一 朗

◎開議宣告

○三潟春樹議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第136号から

日程第6 議案第149号まで

○三潟春樹議長 日程第1、議案第136号 五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定についてから日程第6、議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてまでの6件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○吉岡良浩総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案6件について、去る12月11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第136号 五所川原市基本構想の策定に関する条例の制定についてですが、本件は平成23年5月2日に公布された地方自治法の改正により、基本構想策定及び策定に当たっての議決の義務づけが廃止され、自治体独自の判断に委ねられるとされたことに伴い、基本構想は市が中長期的に取り組むべき施策の指針となるものであり、市民にまちづくりの方向性を示すものとして今後も策定すべきである。また、市の最上位計画となり得るものであり、これまで同様、議会の議決を経ることが不可欠であるとの判断から、地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件とするために本条例を制定するものであるとの説明に対し、現行の基本構想における成果と次期基本構想への取り組みについての質疑があり、現行の基本構想に基づき、本市の将来像「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を実現するために6つの施策の大綱を掲げ、各種事業を展開してきたところである。現在これまでの実績を検証しているところであり、27年度からの新たな基本構想の策定に向けて現在作業中であるとの答弁を了とし、全員異議

なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は消費税法及び地方税法の一部改正により消費税及び地方消費税の率が引き上げられることなどに伴い、現行の消費税率等相当額の利率等について改めるため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第138号 五所川原市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件はコミュニティセンター三好を旧鶴ヶ岡小学校跡地に建て替えたことに伴い、当コミュニティセンターの位置を高瀬字鷹ノ爪190番地1に改めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号 権利の放棄についてであります。本件は五所川原市土地開発公社の解散に当たり、市の債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものである。当公社の解散については、平成25年第3回定例会において議決されたところであるが、解散に当たっては債務を解消することが必要であり、市が8億1,900万円を借り入れし、代位弁済したところであるが、今後青森県知事へ解散認可を申請するため、市が当公社から代物により弁済を受けた5億7,751万8,674円を除いた2億4,148万1,326円の求償債権について放棄するものであるとの説明に対し、土地開発公社から引き継いだ土地の販売について及び第三セクター等改革推進債の発行可能期限並びに期限終了後の見通しについての質疑があり、当公社より引き継いだ土地を売却する際は、原則として時価での販売となる。公社の解散に伴い、市が債務保証契約に基づき代位弁済する経費に充てるために活用した第三セクター等改革推進債の発行可能期限は、平成25年度で終了となる予定である。なお、当該起債の適用要件を満たすのは、当市では土地開発公社のみであり、今後当該起債を活用するような事例は想定されないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号 つがる西北五広域連合規約の変更についてであります。本件は現在市役所内にあるつがる西北五広域連合の事務所がつがる総合病院の完成に伴い、病院内に移転となることから、連合規約中、第6条の広域連合事務所の位置を五所川原市字岩木町12番地から五所川原市字岩木町12番地3に変更するため、地方自治法第291条の3第3項及び第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。本件は平成25年7月1日に統合した弘前地区消防事務組合が平成26年4月1日から青森県市町村総合事務組合に加入することに伴い、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果の報告といたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 議案第136号の基本構想について質問したいと思います。

この5条を見ると、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでないと、こういう条文がありますけども、ここのところが、議論があったのであれば委員長に報告を求めたいと思います。

○三潟春樹議長 総務常任委員長。

○吉岡良浩総務常任委員長 質疑については報告のとおりでありますので、詳しくは部長のほうから答弁をお願いします。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 総務常任委員会の中では、5条のここの部分については議論はございませんでした。基本構想は、市の進むべき方向を出しておりますので、大きな具体的な柱立てとなりますので、そういうことを予定してございますので、その大きな柱立ての変更のない場合については、この構想に関しては軽微な変更として変更しないという考え方で、ここの部分に対しては想定して計上したものでございます。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 ですから、その中身なんです。いわゆる基本構想、10年物の中でその基本構想にないもので突発的に出てくる事業等々があると思うんです。だから、その場合、当初の基本構想にのっていないからできないとかやれないではだめですから、それをやるために基本構想を見直すとか、そういうことが出てくるんじゃないかと、ここのところを懸念するわけです。だとするならば、この軽微なものというのを、例えばこういうことですよということで残しておくべきでないのかと、こう思うんですけれども、どうですか。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 基本構想、これについてはこれから総合計画の関係ですけども、考え方は基本構想と、それから計画と、それから今後の実施計画という3本立ての中で計

画をつくっていく予定でございますので、具体的な形の事業の関係については、詳細については最終的には実施計画という部分の中で定めていくこととなると思います。その実施計画に定めた事業に関しては、いろいろな経済状況、そういう形のを踏まえて、今後においては変更せざるを得ない場合については、その実施計画の中で変更して説明していきたいというふうに考えてございます。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 今部長のほうから総合計画という言葉が出てきました。以前にも、1年ほど前、このことを議会で一般質問で議論してきた経過にあるわけです。1つは、先ほど言いましたとおり実施計画が我々に説明をされてこなかったということが、経緯があるわけです。我々議員は、基本構想に基づいて、それを具現化するための基本計画、実施計画を当然どういうふうを実現されるのかチェックする、我々は役割を担っているわけなんです。それが実施計画において、去年は我々に説明がないままにそれを実施されていたということ、ここをこれからどうするんですかということを質問したいんです。今136号では、基本構想だけを議会の承認事項と、こう提案してはいますけれども、これからこの基本計画、あるいは実施計画が議会承認事項でないとするならば、我々に説明する義務をきちっと約束してもらわないと我々議員がチェックできないわけですから、その辺との絡みをどういうふうにして考えているのか質問したいんです。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 これまでも基本構想に関しては、議会の議決をいただけてきました。そして、基本計画については、議会のほうへの説明をしております。それから、実施計画に関しては当然具体的な計画ですんで、予算という形の中でお示しして、議会のほうに説明して予算という形で議会のほうの議決を求めていくこととなりますので、取り扱いについてはこれまで同様という形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○三潟春樹議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 私は、この議案に反対しての質問ではないんです。このことは、私は賛成です。ただし、今、前回同様という言葉、言い方をしましたけれども、前回、1年前、実施計画、我々議員に説明なかったんです。それ、まだ見ていません、私は。これまで同様ではないんです。これから議員に丁寧に説明する。基本計画、総合計画の中での基本計画、実施計画は説明すると、こういう答弁をいただきたいんですが、どうですか。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 一番下位の実施計画に関しては、これまででも同じですけども、予算の中で議会の皆様に対して説明をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 条例の137ですが、なぜこの条例が消費税の値上げに比例して徴収料が引き上げなければならないのかという論議がなかったようではありますが、その辺。

要するに、私の質問したいのは、この使用料は取ったからといって、消費税相当分を取ったからといって消費税として国に納税するわけでも何でもないわけです。それなのに消費税が上がると使用料を上げるというのは、単に一般財政に入るというだけで、連動させる意味はないんじゃないかと思うんですが、その辺の見解を。論議がなかったというので、理事者側でも結構ですが。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 自治体の消費税の影響に関しては、大きく2つに大別できるかと思ひます。一般会計、それから課税税額自体が1,000万円を超えない特別会計、これに関しては消費税に対して直接納入しなければならない形にはなりません。ただ、企業会計に関しては、これここに上げていますけども、水道並びに工水、下水道、これについては完全な消費税に対しての影響を受けますので、ここに関しては条例の関係は定めたものでございます。

それと、あとほかの関係なんですけども、議案第137号、これ行政財産の使用料の徴収条例の中で、1カ月に満たない貸し付けに対しての規定の部分に対して、これまで同様に消費税の規定を、外税方式での規定がございました。その条文について改めない形で、そのまま消費税の比率だけを改正する形にしましたので、ここの部分に対しての改正を伴ったものでございます。一般会計並びに特別会計の、ここはもとになる使用料に関しては、これまで同様でございますけども、行革大綱の中で3年を刻みにして使用料に関しては見直ししていくと、その考え方のもとに基づいておりますので、根本になる全般の使用料の関係については、行革大綱に基づいて3年の期間で見直しをかけていくつもりでございますので、今回は上げたやつについては条文の中で、ほとんど事例的な部分でない事例ではないかと思ひますけども、国の法律とかの関係で徴収する場合に対して、条例上の定めをしなければならない規定の部分に対して、外税方式の条文を活用している部分がありますんで、その分に対して今回の比率の見直しを同時に行ったものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○三潟春樹議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 確認ですが、一言で。この消費税分は、課税しても納税はしていないということは事実なんですよ。

○三潟春樹議長 財政部長。

○佐藤 明財政部長 コミュニティの今の行政財産の使用料の部分については、一般会計に属する歳入になりますので、消費税については納入する義務がありません。

○三潟春樹議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。発言の通告がありますので、これを許可いたします。

1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。本定例議会には、議案第137号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について提案されております。この条例は、行政財産の使用に対する使用料の徴収を定める条例ですが、第2条2項は平成26年4月1日からの消費税引き上げに対応し、消費税分をこれまでの1.05を乗じて徴収する方法から税の引き上げに応じてその分を自動的に上乘せできる条例であります。同様の議案は139号、141号から145号の7つに提案されています。来年4月からの消費税引き上げは行うべきではないという立場から、一括して反対討論を述べさせていただきます。

消費税引き上げについては、多くの市民、ここにおられる議員の方々も負担増に不安を抱えていることと思います。反対する理由は、以下の4点であります。

第1の理由は、消費税は税金の大原則である応能負担、生計費非課税という税の大原則に反している最も不公平な税金であって、その税率を上げることは貧しい人々の生活苦を増大させます。

第2点は、この地域のように景気が低迷している中での増税は、中小企業は価格に転嫁することもできず、コスト高に拍車をかけ、負担に耐えられず廃業に追い込まれるところが続出しかねないのか心配です。

第3点は、市の所得税や法人税も落ち込み、財政危機の再来も心配されるところです。

4点目は、消費税が社会保障や福祉に全額使われるということで導入されましたが、現在進められている社会保障プログラム法案は150万人の要支援者の介護保険外しや特別養護老人ホームからの追い出し、利用料の倍加も検討されています。高齢者福祉の窓口負担増、デフレ下での年金のマクロ経済スライド導入や支給開始年齢の引き上げも検討されるなど改悪メニューが目白押しで、社会保障の充実とはほど遠いものとなってい

ます。消費税に頼らなくても無駄をなくし、富裕層、大企業などへの減税も中止し、応分の負担を求めるなどの財源を見直せば社会保障を充実することができます。国からは、公共料金の改定については税負担の円滑、適正な転嫁を基本として対処するという方針が示されています。しかし、議案第137号や141号、142号については、消費税分は市の一般財源に入るだけで、消費税として納入されるわけでもありません。むやみに市民負担を強いる必要はないかと考えます。議案第143号、144号、145号の消費税課税対象部門については、消費税を転嫁しないと経営難の負担となることはわかりますが、消費税引き上げ反対の立場から反対せざるを得ません。

以上が反対の理由です。議員の皆さんの賛同をお願いし、発言を終わります。

○三潟春樹議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

ただいまの委員長報告のうち、議案第137号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について反対討論がありましたので、原案について起立により採決いたします。

議案第137号 五所川原市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第137号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決されました1件を除く5件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第7 議案第147号

○三潟春樹議長 次に、日程第7、議案第147号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○伊藤永慈経済文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案1件について、去る12月11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第147号 公の施設の指定管理者の指定についてですが、本件は立佞武多の広場の指定管理者として、現在立佞武多の館の指定管理を務めている社団法人五所川原市観光協会にお願いするものです。館とともに広場も一体的に管理することにより、一層の観光振興が図られることから指定するものであるとの説明に対し、緊急災害時における管理業務についての質疑があり、管理業務の中には災害時の業務は指定されておらず、災害発生時には、まず市に災害対策本部が設置され、災害本部長の指示を受け、市の職員が広場に設置されている緊急用トイレ、炊き出し等の準備を行うこととなっております。このたびの指定管理には、広場の貸し出し、緊急時の際に使用される機能の情報提供をしていくのが業務であるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第8 議案第139号及び

日程第9 議案第140号

○三潟春樹議長 次に、日程第8、議案第139号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第9、議案第140号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○成田和美民生常任委員長 一登壇一

改めまして、おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案2件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第139号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は消費税法及び地方税法の一部改正により消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、これまで条例に税率を明記していたものを消費税法及び地方税法を引用し、今後の税率改正に伴う条例改正が不要となるよう条文を改めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号 五所川原市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律について、法の適用対象が拡大されるとともに法律名が改められたことに伴い、条例中の引用法令を改めるものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「139号に反対します」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 ただいま委員長報告のうち、議案第139号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について御異議がありましたので、原案について起立により採決いたします。

議案第139号 五所川原市国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第140号については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第10 議案第141号から

日程第14 議案第145号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第10、議案第141号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第14、議案第145号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括議題といたします。

本件に関し建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○秋元洋子建設常任委員長 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で建設常任委員会に付託されました議案5件について、去る11日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

なお、議案の審査過程において、一部の委員から消費税及び地方消費税の引き上げにかかわる全ての議案に対し、反対の意思が表明されたことをあらかじめ御報告いたします。

まず、議案第141号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられること及び道路法施行令の一部改正により、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第142号 五所川原市都市公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることなどに伴い、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第143号 五所川原市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件も消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費

税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるものであるとの説明に対し、経過措置の内容について、五所川原地区と金木地区の料金体系の見直し時期についての質疑があり、平成26年4月末日までに検針した水道料金については、改正前の料金を適用することになり、料金体系の統一は平成27年4月からの実施を目指し、作業を進めたいとの答弁がなされ、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第144号 五所川原市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件も消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第145号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件も消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の率が引き上げられることに伴い、所要の事項を改めるものであるとの説明があり、質疑がなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

以上です。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 御異議がありますので、5件については原案について起立により採決いたします。

議案第141号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第145号 五所川原市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての5件について、賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○三潟春樹議長 起立多数であります。

よって、議案第141号から議案第145号までの5件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第132号から

日程第18 議案第135号まで

○三潟春樹議長 次に、日程第15、議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)から日程第18、議案第135号 平成25年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○木村 博予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る11日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私木村博が、副委員長に加藤磐委員が選任され、翌12日に付託されました議案4件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第132号 平成25年度五所川原市一般会計補正予算(第3号)については、歳出第2款、還付金及び還付加算金の増額理由について並びに青森県市町村税滞納整理機構負担金の増額理由及び滞納整理機構の徴収方法についての質疑に対し、還付金及び還付加算金については、法人税の確定申告に伴い、大口の4法人の予定申告額が大幅に減額となったため、還付額を増額するものである。青森県市町村税滞納整理機構負担金については、移管件数1件当たり1,000円の件数割と徴収額の10%を負担する徴収割からなるが、11月末の移管件数が285件、徴収額が1,250万9,000円であり、今後もさらなる徴収が見込まれることから増額するものである。整理機構の徴収方法については、一括納付または分割納付の相談を行い、応じない場合に差し押さえなどを行っているとの答弁があり、歳出第3款、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金に関する処遇改善効果の確認方法についての質疑に対し、賃金を改善する職員の範囲や具体的内容については、実情に応じて各保育所で決定されることになるが、改善効果の確認については、補助金交付申請時に保育所職員処遇改善計画書の提出を求め、さらに実績報告書をもとに確認することとされているとの答弁があり、歳出第4款、浄化槽設置整備事業費補助金の交付見込みについての質疑に対し、現在の交付実績から全ての申請者に補助することが可能であると判断しているとの答弁があり、歳出第5款、起業支援型地域雇用創造事業の対象事業についての質疑に対し、委託対象は青森県内で起業し、当市に本社のある起業後10年以内の民間企業等で、失業者を新たに雇い入れて実施する事業が対象となっており、7事業所、16名の新規雇用者を予定しているとの答弁があり、歳出第6款、大家畜経営活性化資金特別融通助成事業による利子負担軽減額についての質疑に対し、繰上償

還による将来の利子負担軽減額は372万6,431円であるとの答弁があり、歳出第8款、職員人件費の減額に関連した除排雪費用の対応及び除排雪体制についての質疑に対し、当初予算の除排雪費用は過去10年間の平均額としているが、市民の安全確保に支障を来す場合には、これまで同様専決処分に対応する。今冬の除排雪体制については、あらかじめ除排雪体制を1班づくり、小まめな除排雪作業を試験的に行う予定であるとの答弁があり、歳出第9款、五所川原地区消防事務組合負担金及び消防車両整備事業の減額理由についての質疑に対し、主なものは消防事務組合の職員給与の減額分及び35メートル級先端屈折式はしご車、小型動力ポンプつき積載車の入札に伴うものであるとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 平成25年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）については、歳出第1款、青森県市町村税滞納整理機構負担金の増額理由についての質疑に対し、11月末の徴収額が1,595万4,000円であり、今後もさらなる徴収が見込まれることから増額するものとの答弁があり、歳出第2款、退職被保険者等療養給付費の増額要因についての質疑に対し、1人当たりの医療費の伸びに加え、退職被保険者数が当初予算編成時の見込みより増加しているためであるとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第134号 平成25年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳出第2款、介護サービスの給付費の増額要因についての質疑に対し、介護サービスを利用される方の要介護状態区分の重度化や新たにサービスを利用される方の増加によるものであり、増額分の大半は訪問介護や通所介護などの居宅介護に係る給付費及び認知症対応型共同生活介護などの地域密着型介護に係る給付費となっているとの答弁があり、歳出第3款、介護予防事業に従事する職員の増員理由についての質疑に対し、要支援、要介護状態となる原因になり得る高齢者の低栄養や生活習慣病の予防のため、栄養管理業務に取り組む栄養士を配置したことによるものであるとの答弁があり、それぞれの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号 平成25年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告申し上げます。

○三潟春樹議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三潟春樹議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三潟春樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第132号から議案第135号までの4件は委員長報告のとおり可決されました。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○三潟春樹議長 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、三潟議長を初め木村予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして全議案とも御賛同を賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいる所存であります。

さて、本年も残すところ10日余りとなりましたが、今年1年を振り返りますと、国政におきましては相互に補強し合う関係にある三本の矢、いわゆるアベノミクスを一体として推進し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を最優先課題として各種政策に着手しておりますが、地方を取り巻く経済環境は依然として厳しいものと認識しております。

こうした国政の転換期の中、市といたしましては市民生活の福祉向上に資する各種施策の推進に向け、迅速な情報収集に努め、新たな国の支援策等についても積極的かつ柔軟に対応してまいる所存であります。

来年の干支はうまであります。馬は、旺盛な生命力を象徴する動物で、財運を招くと言われております。長引く景気低迷からの脱却を図る日本にとって、まさにふさわしい干支であります。

当職といたしましては、引き続き安定した行財政運営のもとで市民生活の安全、安心の確保を図ることを念頭に市政を運営してまいりますので、議員各位には一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、歳末を迎え、議員各位におかれましては多事多端のこととお察しいたしますが、御自愛の上、御家族そろってつつがない年末年始を過ごされますようお祈り申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

◎閉会宣告

○三潟春樹議長 これにて平成25年五所川原市議会第4回定例会を閉会いたします。

午前10時59分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年12月17日

五所川原市議会議長 三 潟 春 樹

五所川原市議会副議長 川 浪 茂 浩

五所川原市議会議員 平 山 秀 直

五所川原市議会議員 花 田 進

五所川原市議会議員 鳴 海 初 男